

予算特別委員会資料

令和8年度予算説明書

文化スポーツ局

目 次

I 令和8年度予算の概要

1 総括	1
2 主要施策	1

II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧	9
2 歳入予算の説明	11
3 歳出予算の説明	15
4 債務負担行為	18

III 予算関連議案

1 第11号議案	神戸市立文化ホール条例の一部を改正する条例の件	20
2 第12号議案	神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件	32
3 第13号議案	新開地アートひろば条例の一部を改正する条例の件	69
4 第14号議案	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件	74
5 第15号議案	神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例の件	87
6 第16号議案	神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件	90
7 第17号議案	神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件	96
8 第18号議案	神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例の件	101
9 第19号議案	神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件	105
10 第34号議案	神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件（関係分）	109

I 令和8年度予算の概要

1 総括

「文化やスポーツに取り組む市民が、チャンスと希望を持てるまち」「一人でも多くの市民が文化やスポーツを通じて幸せを感じられるまち」を実現するため文化・スポーツの振興を一体的に推進していく。

2 主要施策

1 スポーツの振興

(1) 神戸マラソン2026の開催

100,883 千円

神戸マラソン 2026 を令和8年11月15日に、「感謝と友情」をテーマとして、神戸ウォーターフロントエリアや明石海峡大橋などの眺望を活かしたコースで開催する(定員：20,000人)。

また、フラットなコース特性を活かし、引き続きMGCシリーズに加盟して競技性の高い大会を目指すことで、国内外から多くのランナーが参加し、神戸のスポーツ振興や街の賑わい創出・経済活性化に寄与するイベントとして更なる発展を図る。



(2) 市民スポーツの振興

362,595 千円

市内に多くのトップスポーツチームがいる強みを活かし、まちなか等での交流事業を実施する。また、大学と連携し、多様な方々が参加する国際色豊かなスポーツフェスティバルの試行実施や通年型アイススケートリンクの活用等を通じて、市民がスポーツに触れられる機会を提供し、まちなかにぎわい創出を図る。さらに、市内チーム等で活躍したアスリートが引退後も引き続き神戸市内で活躍するためのセカンドキャリア形成に向けた調査を行う。

また、夏休み期間に地域の体育館等を無料開放することにより、子ども達が運動できる環境を提供する。



ヴィッセル神戸学校訪問



神戸ストークスと子ども達との交流事業

(3) 市民に身近なスポーツ施設の環境整備

407,217 千円

[うち、令和7年度2月補正 54,000 千円]

本格的な競技から体力づくりまで幅広い運動ニーズに対応し、スポーツ振興を図るため、市民に身近なスポーツ施設の環境整備を行う。

- ・王子公園再整備に合わせて弓道場を再整備（令和9年度供用開始予定）
- ・ポートアイランドスポーツセンター再整備に向けた公募準備
- ・東灘体育館の魚崎地区での建替えに向けた基本計画の策定
- ・中央体育館の躯体・設備の老朽化調査及び長寿命化検討



(4) ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催準備

47,000 千円

生涯スポーツの国際総合競技大会である「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」の開催に向け、神戸市内で開催される競技の準備を行う。

開催期間：令和9年5月14日（金）～5月30日（日）

競技数：35 競技 59 種目（うち、神戸市では陸上競技（競歩）、野球（硬式野球）、バスケットボール、卓球の4競技4種目を実施予定）

2 文化芸術の振興

(1) 若手アーティストの挑戦と活躍の場の創出

96,371 千円

地下鉄海岸線で若手アーティストの作品展示・販売を行う「KOBE SUBWAY MUSEUM」の全駅展開を進めるとともに、地域の空き家や市営住宅の附帯施設などをアトリエやギャラリーとして整備し、若手アーティストの制作・発表機会の創出と地域活性化を図る。

また、KOBE 国際音楽祭 2025 で好評を得た学生や若手演奏家がまちなかやホールで演奏する機会を創出するとともに、国際チャーター便の就航国・地域との間での交流演奏や、第 11 回神戸国際フルートコンクール第 1 位の披露演奏会を開催する。

さらに、「KOBE まちなかパフォーマンス」を推進し、ストリートピアノを活用したことも向けのピアノ教室などを開催する。



アトリエやギャラリーの
整備イメージ



音楽祭吹奏楽コンサート (ピフレホール)

(2) 「神戸六甲ミーツ・アート 2026 beyond」への支援

50,000 千円

17 回目を迎える現代アートの芸術祭「神戸六甲ミーツ・アート」への支援を通じて、アートによる六甲山のブランド価値向上と現代アートの振興を図る。

開催期間：令和 8 年 8 月 29 日（土）～11 月 29 日（日）

（一部作品は会期外でも鑑賞可能）

(3) 第 53 回神戸まつりの開催

64,265 千円

神戸まつりパレードのスタート地点を今回からフラワーロードから京町筋に移すとともに、新たにウォーターフロントエリアを会場に含め、「広がる笑顔、神戸から！」をテーマに第 53 回神戸まつりを開催する。

開催時期：令和 8 年 5 月 17 日（日）

開催場所：三宮旧居留地周辺、

ウォーターフロントエリアなど



神戸まつりパレード

(4) 新北区文化センターの整備

1,068,395 千円

令和9年10月頃の供用開始に向けて、新北区文化センターや新北図書館の建設工事を引き続き進める。



新北区文化センター完成イメージ

(5) 新・神戸文化ホール整備

7,796,658 千円

[うち、令和7年度2月補正 362,000 千円]

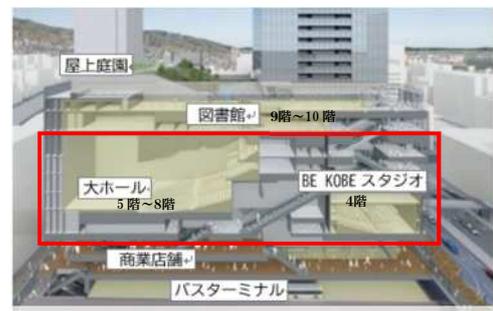
新・神戸文化ホール整備基本計画に基づき、令和10年6月頃の供用開始に向けて、大ホール（約1,800席）やBE KOBE スタジオ（約280席）の整備を進める。

(現・神戸文化ホールは令和10年3月に閉館予定)

また、開館記念事業に関する調査検討や、開館に向けた機運醸成を行う。



大ホール整備イメージ



新・神戸文化ホール階層図

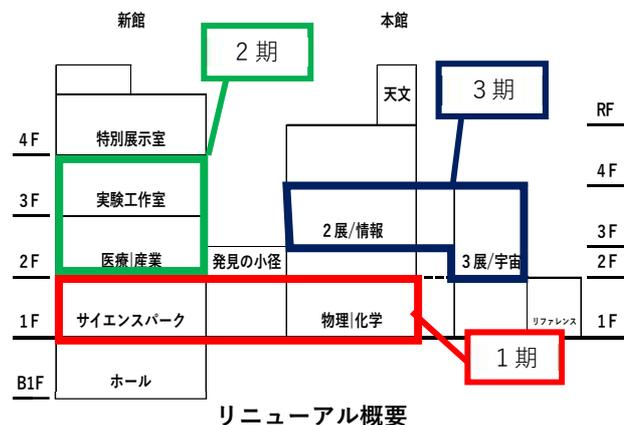
(6) 青少年科学館のリニューアル

3,700 千円

令和8年3月に第2期リニューアルとして新設した実験室・工作室の実験・工作器具の拡充を行う。また、令和9年度に予定している第3期リニューアルに向けて事業者の公募を実施する。



実験室完成イメージ



リニューアル概要

3 文化財の保存・活用

(1) 文化資源を活かした地域活性化 490,600 千円

文化環境保存区域内の文化財等について、地域の拠点として活用されるような仕組みを作り、文化財を次世代へ継承するため、補助制度の拡充と、新たな区域の指定に向けた調査・検討を行う。

また、自然と文化遺産が一体となった山城の認知度向上・観光誘客につなげるために、山城の3Dデータを閲覧できるアプリを導入し、魅力を発信する。

旧ハンター住宅の耐震化及び移築のための調査設計、解体工事を実施するとともに、移築候補先である旧山口邸の敷地内の庭園についての調査を実施する。

(2) 五色塚古墳の整備・運営 106,818 千円

五色塚古墳の魅力を埴輪や土器などの実物資料展示やシアター等で解説するガイダンス施設（五色塚古墳館）を令和8年4月18日より供用開始するとともに、多目的広場の整備工事を行う。



(3) 神戸歴史遺産 160,625 千円

地域の歴史的資源の保存・活用に向けて、国県市指定等文化財に加え、一定の要件を満たす未指定文化財を「神戸歴史遺産」に認定するとともに、ふるさと納税等を活用し、保存や活用のための助成を行う。

(4) 文化財保護・文化財調査、埋蔵文化財センター運営等 645,414 千円

市指定等文化財の保存のため修理助成を行う。また、市内に残る古文書をはじめとする文化財の現状調査や、記録保存のための埋蔵文化財発掘調査を行う。

埋蔵文化財センターでは、出土遺物の復元・修復作業や調査等を行うとともに、企画展や講演会・公開講座等の開催及び市内小中学校への出張考古学講座等を実施する。

4 博物館・美術館の魅力向上

(1) 博物館 特別展の開催等

171,781 千円

地域の歴史・文化を広く発信する展覧会や、大ゴッホ展 アルルの跳ね橋など、多様な特別展を開催するとともに、ナイトタイムミュージアム（夜間開館 金・土曜 20 時まで）を実施する。また、令和 9 年度以降の展覧会の準備を進める。

<令和 8 年度>

「ガラスとともに—玻璃文庫名品撰」

「秋岡図書—地理学者のコレクション—」

【令和 8 年 2 月 28 日～4 月 5 日】

「神戸百華 コレクションが開く神戸の魅力」

【令和 8 年 4 月 25 日～6 月 14 日】

「ゴールドマン コレクション 河鍋暁斎の世界」

【令和 8 年 7 月 11 日～9 月 23 日】

「トーベとムーミン～とっておきのものを探しに～」

【令和 8 年 10 月 10 日～12 月 13 日】

「大ゴッホ展 アルルの跳ね橋」

【令和 9 年 2 月 6 日～5 月 30 日】



《アルルの跳ね橋（ラングロワ橋）》1888 年 3 月
油彩/カンヴァス、54×64cm
クレラー＝ミュラー美術館
©Collection Kröller-Müller Museum, Otterlo, the Netherlands.
Photography by Rik Klein Gotink

大ゴッホ展 アルルの跳ね橋

(2) 小磯記念美術館 特別展の開催

23,767 千円

小磯良平氏の作品や同氏にゆかりのある作品をはじめ、市民に親しまれる展示を行う。また、令和 9 年度以降の展覧会の準備を進める。

<令和 8 年度>

「絵本作家・葉祥明の世界—メルヘンから平和へ—」

【令和 8 年 5 月 23 日～8 月 16 日】

「生誕 120 年 三岸節子展」

【令和 8 年 8 月 29 日～11 月 8 日】



絵本作家・葉祥明の世界展

(3) 神戸ゆかりの美術館 特別展の開催

59,293 千円

神戸にゆかりのある芸術文化に加えて、幅広い世代を集客できるような展覧会を行う。また、令和 9 年度以降の展覧会の準備を進める。

<令和 8 年度>

「文化勲章受章記念 井茂圭洞の書

—神戸が生んだかな書の巨匠—」

【令和 8 年 4 月 18 日～6 月 14 日】

「ゴジラ・THE・アーツ展」

【令和 8 年 7 月 5 日～9 月 6 日】



井茂圭洞の書展

5 図書館サービスの充実

(1) 新北図書館の整備

494,929 千円

令和9年10月頃の供用開始に向けて、新北區文化センターや新北図書館の建設工事を引き続き進める。

蔵書数：約12万冊

面積：約1,500㎡



新北図書館整備イメージ

(2) 新三宮図書館の整備

458,916 千円

令和10年2月頃の供用開始に向けて、雲井通5丁目地区のバスターミナルビル（I期）工事において、新三宮図書館の内装工事等を進める。

蔵書数：約11万冊

面積：約2,000㎡



新三宮図書館整備イメージ

(3) 神戸「本」の文化振興プロジェクトの推進

5,500 千円

出版社・書店等との連携により、読書推進イベントの実施やSNSによる情報発信を行うなど、「本」と人の出会いの場をすることで、「本」を読む人、「本」を買う人を増やし、神戸の「本」文化を振興していく。



読書推進イベント

6 「KOBE◆KATSU（コベカツ）」の推進

47,920 千円

令和8年9月からのコベカツの開始に伴い、神戸市スポーツ協会と共に秋以降の大会運営を担い、新たな大会運営組織の構築を行う。

また、コベカツクラブに対して指導者スキル向上のための資格取得補助や、活動にかかる公共施設使用料等の減免の支援を実施する。あわせて、コベカツ利用に対応するため、長田区文化センター別館（ピフレ）の一部改修を行う。

7 コミスタこうべ等の改修、デザイン・クリエイティブセンターの管理運営

429,324 千円

老朽化の進むコミスタこうべ等の施設について、多世代の方が集い賑わう施設となるよう、施設の美装化や、交流スペース拡充等の改修を行う。

また、デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO）について企画調整局より移管を受け、管理運営を行う。

II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳入		
款	項	金額
17	使用料及手数料	502,880
	1 使用料	502,880
18	国庫支出金	816,387
	2 補助金	816,087
	3 委託金	300
19	県支出金	5,060
	2 補助金	5,060
20	財産収入	194,606
	1 財産運用収入	172,230
	3 基金収入	22,376
21	寄附金	104,100
	1 寄附金	104,100
22	繰入金	2,361,711
	2 基金繰入金	2,361,711
24	諸収入	1,046,138
	1 納付金	97,980
	4 受託事業収入	580,821
	7 雑入	367,337
25	市債	10,442,000
	1 市債	10,442,000
歳入合計 A		15,472,882
前年度当初予算額 A'		11,751,486
差引増減 (A-A')		3,721,396

(単位：千円)

歳出		
款	項	金額
3	市民費	23,650,442
	1 市民費	20,022,207
	2 施設整備費	3,628,235
歳出合計 B		23,650,442
前年度当初予算額 B'		19,883,286
差引増減 (B-B')		3,767,156

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
17 使用料及手数料	502,880	531,497	Δ 28,617	
1 使用料	502,880	531,497	Δ 28,617	
2 市民使用料	341,075	307,147	33,928	
3 神戸文化ホール	5,464	5,454	10	建物使用料
4 灘区民ホール	106	106	-	建物使用料
5 文化センター	5,941	6,790	Δ 849	建物使用料
7 新開地アートひろば	822	822	-	建物使用料
8 神戸文学館	60	60	-	建物使用料
10 王子スポーツセンター	46,808	55,226	Δ 8,418	体育館等
11 体育館	110,342	95,475	14,867	競技場、体育室、会議室等
12 ポートアイランドスポーツセンター	1,936	1,936	-	テナント使用料等
13 神戸ポートアイランド	5,812	5,812	-	テナント使用料等
14 自然の家	1,453	1,583	Δ 130	建物使用料等
15 磯上体育館	25,000	20,532	4,468	競技場、多目的室等
16 港島南球技場	20,500	20,500	-	球技場等
17 青少年科学館	98,480	84,400	14,080	展示室、プラネタリウム入館料等
18 こども本の森	51	51	-	建物使用料等
20 小野浜公園球技場等	16,300	8,400	7,900	球技場等
21 西神中央ホール	2,000	-	2,000	建物使用料等
10 教育使用料	161,805	224,350	Δ 62,545	
3 図書館	2,110	1,192	918	テナント使用料等
4 博物館	49,895	115,834	Δ 65,939	常設展入館料等
7 生涯学習支援センター	17,150	17,200	Δ 50	会議室等
8 住之江公民館	1,267	700	567	会議室、体育館等
9 葺合公民館	2,286	2,125	161	会議室、体育館等
10 清風公民館	1,706	1,200	506	会議室、体育館等
11 長田公民館	2,538	1,200	1,338	会議室、体育館等
12 南須磨公民館	1,109	1,375	Δ 266	会議室、体育館等
13 東垂水公民館	1,125	800	325	会議室、体育館等
14 玉津南公民館	1,158	1,350	Δ 192	会議室、体育館等
15 異人館	80,000	80,000	-	風見鶏の館入館料等
16 教育施設	1,461	1,374	87	文化財施設目的外使用料等

(単位：千円)

款 項 目 節		令和8年度	令和7年度	比較	説明
18	国 庫 支 出 金	816,387	649,350	167,037	
	2 補 助 金	816,087	649,050	167,037	
	1 総 務 費 補 助	17,628	13,920	3,708	
	2 文 化 庁 補 助	17,628	13,920	3,708	補助率1/2
	8 都 市 計 画 費 補 助	711,947	562,224	149,723	
	1 調 査 費 補 助	543,447	456,724	86,723	補助率1/2
	2 組 合 等 再 開 発 事 業 費 補 助	168,500	105,500	63,000	補助率1/2
	11 教 育 費 補 助	86,512	72,906	13,606	
	4 文 化 財 整 備 費 補 助	50,512	72,906	Δ 22,394	補助率1/2
	10 部活動の地域展開等推進事業	36,000	-	36,000	
	3 委 託 金	300	300	-	
	3 其 他 委 託 金	300	300	-	
	6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	300	300	-	
19	県 支 出 金	5,060	6,310	Δ 1,250	
	2 補 助 金	5,060	6,310	Δ 1,250	
	9 教 育 費 補 助	5,060	6,310	Δ 1,250	
	3 学 校 教 育 費 補 助	60	60	-	補助率10/10
	5 文 化 財 整 備 費 補 助	5,000	6,250	Δ 1,250	補助率1/4
20	財 産 収 入	194,606	195,032	Δ 426	
	1 財 産 運 用 収 入	172,230	170,240	1,990	
	1 貸 地 料	168,845	166,855	1,990	
	3 一 般 土 地	168,845	166,855	1,990	舞子ピラ土地賃料等
	2 貸 家 料	3,385	3,385	-	
	7 一 般 建 物	3,385	3,385	-	フィッシュダンス音楽練習場賃料等
	3 基 金 収 入	22,376	24,792	Δ 2,416	
	1 基 金 収 入	22,376	24,792	Δ 2,416	
	6 神 戸 SDGs 貢 献 基 金	3,038	-	3,038	預金利子等
	10 置 塩 こ ど も 育 成 基 金	6,711	10,426	Δ 3,715	預金利子等
	13 市 民 ス ポ ー ツ 振 興 等 基 金	8,506	10,245	Δ 1,739	預金利子等
	14 市 民 文 化 振 興 基 金	4,121	4,121	-	預金利子等

(単位：千円)

款 項 目 節			令和8年度	令和7年度	比較	説明
21	寄 附 金		104,100	898,850	△794,750	
	1 寄 附 金		104,100	898,850	△794,750	
	2 其 他 寄 附		104,100	898,850	△794,750	
		6 文 化 ス ポ ー ツ 局	104,100	898,850	△794,750	
22	繰 入 金		2,361,711	1,472,047	889,664	
	2 基 金 繰 入 金		2,361,711	1,472,047	889,664	
	1 基 金 繰 入 金		2,361,711	1,472,047	889,664	
		1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	1,763,874	820,948	942,926	基金の取り崩しによる繰入
		3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	249,440	163,136	86,304	
		6 神 戸 SDG s 貢 献 基 金 繰 入	173,625	332,109	△158,484	
		10 市 民 ス ポ ー ツ 振 興 等 基 金 繰 入	171,072	82,854	88,218	
		12 置 塩 こ ど も 育 成 基 金 繰 入	3,700	73,000	△69,300	
24	諸 収 入		1,046,138	837,400	208,738	
	1 納 付 金		97,980	88,900	9,080	
	1 市 民 費 納 付 金		97,980	88,900	9,080	
		1 神 戸 ポ ー ト ア イ ラ ン ド ル	96,000	88,900	7,100	利用料金納付金
		2 風 見 鶏 の 館	1,980	-	1,980	指定管理者納付金
	4 受 託 事 業 収 入		580,821	453,825	126,996	
	2 其 他 受 託 収 入		580,821	453,825	126,996	
		3 文 化 財 調 査	580,821	453,825	126,996	民間開発事業者等からの受託収入
	7 雑 入		367,337	294,675	72,662	
	5 償 還 金		23,902	27,780	△3,878	
		4 神 戸 文 化 ホ ー ル	1,739	1,739	-	電気・ガス・水道等の実費償還金
		30 図 書 館	28	28	-	電気・ガス・水道等の実費償還金
		31 博 物 館	15,685	19,062	△3,377	電気・ガス・水道等の実費償還金
		32 王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ	1,983	1,983	-	電気・ガス・水道等の実費償還金
		33 体 育 館	1,864	1,830	34	電気・ガス・水道等の実費償還金
		36 文 化 財	64	59	5	電気・ガス・水道等の実費償還金
		39 青 少 年 科 学 館	250	250	-	電気・ガス・水道等の実費償還金
		41 デ ザ イン ク リ エ イ テ ィ ブ ン タ	2,289	2,829	△540	電気・ガス・水道等の実費償還金

(単位：千円)

款 項 目 節		令和8年度	令和7年度	比較	説明
6	受 講 料	36,653	36,653	-	
	4 老 眼 大 学	32,900	32,900	-	
	5 博 物 館	160	160	-	
	6 ス ポ ー ツ 教 室	2,400	2,400	-	
	7 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	960	960	-	
	8 住 之 江 公 民 館	70	70	-	
	9 晝 合 公 民 館	35	35	-	
	10 清 風 公 民 館	45	45	-	
	11 南 須 磨 公 民 館	48	48	-	
	12 玉 津 南 公 民 館	35	35	-	
	9 雑 入	306,782	230,242	76,540	
	7 文 化 ス ポ ー ツ 局	306,782	230,242	76,540	
25	市 債	10,442,000	7,161,000	3,281,000	
	1 市 債	10,442,000	7,161,000	3,281,000	
	8 教 育 債	2,935,000	2,207,000	728,000	
	2 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債	2,935,000	2,207,000	728,000	
	9 其 他	7,507,000	4,954,000	2,553,000	
	4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 債	7,507,000	4,954,000	2,553,000	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 県 支出金	市 債	その他	
3 市民費	23,650,442	19,883,286	3,767,156	821,447	10,442,000	4,209,435	8,177,560
1 市民費	20,022,207	17,731,795	2,290,412	821,447	7,394,000	3,990,707	7,816,053
1 職員費	2,041,563	2,073,140	Δ 31,577	-	-	44,321	1,997,242
2 市民文化費	12,925,904	9,596,809	3,329,095	615,830	6,568,000	2,752,888	2,989,186
4 図書館費	2,325,524	2,446,002	Δ 120,478	757	675,000	146,133	1,503,634
5 博物館費	585,501	566,015	19,486	-	-	294,158	291,343
9 スポーツ振興費	2,075,900	2,987,706	Δ 911,806	204,500	151,000	740,193	980,207
10 公民館費	67,815	62,123	5,692	360	-	13,014	54,441
2 施設整備費	3,628,235	2,151,491	1,476,744	-	3,048,000	218,728	361,507
1 施設整備費	3,628,235	2,151,491	1,476,744	-	3,048,000	218,728	361,507

第3款 市民費

第1項 市民費

第1目 職員費 2,041,563千円

本目は、文化スポーツ局職員の給料、職員手当等である。

1 職員費	1,737,307千円
2 会計年度任用職員	278,675千円
3 委員報酬	25,581千円

第2目 市民文化費 12,925,904千円

本目は、文化芸術の振興、文化財の保存、活用、保護、情報発信及び調査に要する経費である。

1 文化芸術によるまちの魅力創出・地域活性化	180,421千円
(1) 若手アーティストの挑戦と活躍の場の創出	
(2) 神戸六甲ミーツ・アート2026 beyondへの支援	
2 市民文化の振興	250,671千円
(1) 神戸まつりの開催	
(2) 芸術文化活動助成	
(3) こうべ市民美術展の開催	
(4) KOBE◆KATSU (コベカツ) への対応	
3 文化施設の管理運営	2,076,820千円
(1) 神戸文化ホール	
(2) 文化センター	
(3) 新開地アートひろば	
(4) こども本の森 神戸	
(5) 西神中央ホール	
(6) デザイン・クリエイティブセンター	
4 文化施設の再整備等	8,506,753千円
(1) 北区文化センターの整備	
(2) 新・神戸文化ホール整備	
(3) 青少年科学館のリニューアル	
5 (公財)神戸市民文化振興財団への補助	350,255千円

6 文化財の保存・活用	947,892千円
(1) 文化資源を活かした地域活性化	
(2) 五色塚古墳の整備	
(3) 「神戸歴史遺産」の保存と活用	
(4) 国・県・市指定重要文化財保護	
(5) 市所有文化財等の管理運営	
7 文化財調査	565,575千円
8 埋蔵文化センターの管理運営	47,517千円

第4目 図書館費 2,325,524千円

本目は、図書館12館の管理運営費、図書館サービスの向上及び新館整備に要する経費である。

1 図書館の管理運営	1,048,837千円
(1) 中央図書館	
(2) 地域図書館	
2 図書館サービスの充実	322,842千円
(1) 図書館システムの運用	
(2) 図書資料充実	
(3) 図書館情報ネットワーク	
(4) 神戸「本」の文化振興	
3 新図書館の整備・運営	953,845千円
(1) 新北図書館の整備	
(2) 新三宮図書館の整備	

第5目 博物館費 585,501千円

本目は、博物館、小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の管理運営に要する経費である。

1 特別展	254,841千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	
2 管理運営・常設展示	330,660千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	

第9目 スポーツ振興費 2,075,900千円

本目は、スポーツ振興やスポーツイベント等に要する経費である。

- | | | |
|---|------------------------------------|-----------|
| 1 | スポーツの振興 | 693,474千円 |
| | (1) 神戸マラソン2026の開催 | |
| | (2) トップスポーツチームとの連携・市民スポーツの振興 | |
| | (3) ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催準備 | |
| | (4) KOBE◆KATSU (コベカツ) への対応 | |
| 2 | スポーツ施設の管理運営 | 946,209千円 |
| | (1) 中央体育館・地区体育館・港島南球技場等 | |
| | (2) ポートアイランドスポーツセンター・神戸ポートアイランドホール | |
| | (3) 自然の家・洞川教育キャンプ場 | |
| 3 | スポーツ施設の再整備等 | 353,217千円 |
| | (1) 王子弓道場再整備 | |
| | (2) ポートアイランドスポーツセンター再整備 | |
| 4 | (公財)神戸市スポーツ協会への補助 | 83,000千円 |

第10目 公民館費 67,815千円

本目は、公民館の管理運営に要する経費である。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 公民館の管理運営 | 67,815千円 |
|---|----------|----------|

第2項 施設整備費

第1目 施設整備費 3,628,235千円

本目は、文化・スポーツ諸施設の整備に要する経費である。

- | | | |
|---|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1 | スポーツ関連施設の改修 | 818,156千円 |
| | ポートアイランドスポーツセンター 可動屋根改修、東灘体育館 屋上防水改修、
西体育館 トイレ・シャワー更衣室改修、自然の家 炊さん場改修 等 | |
| 2 | 文化関連施設の改修 | 2,810,079千円 |
| | コミスタこうべ 多世代交流ルーム整備等、灘区民ホール 舞台音響設備等改修、
各区文化センター トイレ改修、住之江・長田・東垂水公民館 LED化改修 等 | |

4 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
令和8年度指定管理 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)	令和8～12年度	462,000
令和9年度指定管理(文化ホール)	令和8～13年度	2,450,000
令和9年度指定管理(文化センター)	令和8～13年度	6,900,000
令和9年度指定管理(こども本の森)	令和8～13年度	292,000
新・神戸文化ホール・新三宮図書館整備事業	令和8～9年度	814,000
青少年科学館リニューアル	令和8～9年度	1,238,000
新北区文化センター等建築工事	令和8～9年度	411,000
旧ハンター住宅・旧山口邸整備	令和8～9年度	706,000
令和9年度指定管理(東灘図書館ほか)	令和8～13年度	3,681,000
図書館建物借上料	令和8～13年度	186,000
図書館システム機器借上	令和8～14年度	958,000
北図書館再整備	令和8～9年度	80,000
博物館特別展	令和8～10年度	90,000
博物館インフォメーション業務	令和8～10年度	48,000
小磯記念美術館特別展	令和8～9年度	14,000
神戸ゆかりの美術館特別展	令和8～9年度	24,000

(単位：千円)

事項	期間	限度額
令和9年度指定管理（王子スポーツセンター）	令和8～13年度	952,000
令和9年度指定管理 （ポートアイランドスポーツセンター）	令和8～13年度	1,300,000
令和9年度指定管理（洞川教育キャンプ場）	令和8～13年度	32,000
令和9年度指定管理（港島南球技場ほか）	令和8～13年度	422,000
スポーツ施設改修	令和8～10年度	417,000
文化施設改修	令和8～10年度	1,696,000
博物館施設改修	令和8～9年度	105,000
小磯記念美術館改修	令和8～9年度	16,000
公民館施設改修	令和8～9年度	159,000

Ⅲ 予算関連議案

第 11 号議案

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例の件

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例

神戸文化ホール条例（昭和48年 4 月条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（位置）</p> <p>第 2 条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>（施設）</p> <p>第 3 条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>BE K O B E スタジオ</u>、リハーサル室、<u>練習室 A</u>、<u>練習室 B</u>、<u>ギャラリー</u>、<u>ホワイエ</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に</p>	<p>（位置）</p> <p>第 2 条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区楠町 4 丁目 2 番 2 号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>（施設）</p> <p>第 3 条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>中ホール</u>、リハーサル室、<u>多目的室</u>、<u>特別控室</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に施設として練習室 1、練習室 2、練習室 3</p>

施設として練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4、練習室 5 及びロビーその他の便益施設を置く。

3、練習室 4、練習室 5 及びロビーその他の便益施設を置く。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第7条関係）

(1) 第3条の施設（ロビーその他の便益施設を除く。）の利用料金

施設 の 名 称	利用料金(単位 円)						
	使用時間 使用区分	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後6 時から午 後10時ま で)	午前・午 後 (午前9 時から午 後5時ま で)	午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で)	終日 (午前9 時から午 後10時ま で)
大ホ ール	平日	<u>77,000</u>	<u>155,000</u>	<u>215,000</u>	<u>225,000</u>	<u>341,000</u>	<u>384,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>151,000</u>	<u>225,000</u>	<u>276,000</u>	<u>351,000</u>	<u>451,000</u>	<u>501,000</u>
B E K O B E スタ ジオ	平日	<u>19,000</u>	<u>38,000</u>	<u>53,000</u>	<u>56,000</u>	<u>84,000</u>	<u>95,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>28,000</u>	<u>56,000</u>	<u>78,000</u>	<u>83,000</u>	<u>124,000</u>	<u>141,000</u>
リハ ーサ ル室	練習に使 用する とき。	<u>5,200</u>	<u>10,100</u>	<u>14,200</u>	<u>14,600</u>	<u>22,400</u>	<u>25,500</u>
	練習以外 に使用 するとき。	<u>10,300</u>	<u>20,300</u>	<u>28,300</u>	<u>29,100</u>	<u>44,600</u>	<u>51,000</u>

改正前

別表（第7条関係）

(1) 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室及び練習室の利用料金

施設 の 名 称	利用料金(単位 円)						
	使用時間 使用区分	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後4時30 分まで)	夜間 (午後5 時30分 から午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から午 後4時30 分まで)	午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で)	終日 (午前9 時から午 後10時ま で)
大ホ ール	平日	<u>59,000</u>	<u>119,000</u>	<u>165,000</u>	<u>173,000</u>	<u>262,000</u>	<u>295,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>116,000</u>	<u>173,000</u>	<u>212,000</u>	<u>270,000</u>	<u>347,000</u>	<u>385,000</u>
中ホ ール	平日	<u>29,000</u>	<u>59,000</u>	<u>85,000</u>	<u>86,000</u>	<u>131,000</u>	<u>147,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>58,000</u>	<u>87,000</u>	<u>106,000</u>	<u>133,000</u>	<u>173,000</u>	<u>193,000</u>
リハ ーサ ル室	練習に使 用する とき。	<u>4,000</u>	<u>7,800</u>	<u>10,900</u>	<u>11,200</u>	<u>17,200</u>	<u>19,600</u>
	練習以外 に使用 するとき。	<u>7,900</u>	<u>15,600</u>	<u>21,800</u>	<u>22,400</u>	<u>34,300</u>	<u>39,200</u>

練習室 A	練習に使用するとき。	1時間につき600
	練習以外に使用するとき。	1時間につき1,200
練習室 B	練習に使用するとき。	1時間につき700
	練習以外に使用するとき。	1時間につき1,300
練習室 1	練習に使用するとき。	1時間につき1,800
	練習以外に使用するとき。	1時間につき3,500
練習室 2	練習に使用するとき。	1時間につき500
	練習以外に使用するとき。	1時間につき900
練習室 3	練習に使用するとき。	1時間につき400
	練習以外	1時間につき700

多目的室		5,900	12,000	12,000	13,200	16,700	21,600
特別控室		1,800	3,600	3,600	4,000	5,100	6,600
練習室 1	練習に使用するとき。	3,000	5,800	8,200	8,400	12,900	14,800
	練習以外に使用するとき。	6,000	11,600	16,400	16,800	25,800	29,600
練習室 2	練習に使用するとき。	1,100	1,500	2,100	1,900	3,000	4,000
	練習以外に使用するとき。	2,200	3,000	4,200	3,800	6,000	8,000
練習室 3	練習に使用するとき。	900	1,200	1,500	1,400	2,400	3,000
	練習以外	1,800	2,400	3,000	2,800	4,800	6,000

	に使用する るとき。	
練習 室 4	練習に使 用すると き。	1 時間につき 600
	練習以外 に使用す るとき。	1 時間につき 1,300
練習 室 5	練習に使 用すると き。	1 時間につき 900
	練習以外 に使用す るとき。	1 時間につき 1,700
ギャ ラリ ー、 ホワ イエ	単独使用 のとき。	1 平方メートルあたり 1 時間につき 8

備考

- 1 使用者が大ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
- (1) 入場者から最高額 3,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
- (2) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 280パーセント

	に使用する るとき。						
練習 室 4	練習に使 用すると き。	1,400	2,200	2,700	2,500	4,100	5,300
	練習以外 に使用す るとき。	2,800	4,400	5,400	5,000	8,200	10,600
練習 室 5	練習に使 用すると き。	1,900	3,000	3,800	3,600	5,600	7,200
	練習以外 に使用す るとき。	3,800	6,000	7,600	7,200	11,200	14,400

備考

- 1 使用者が大ホール又は中ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
- (1) 入場者から最高額 1,000円 を超え、2,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント
- (2) 入場者から最高額 2,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
- (3) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金

(3)～(5) [略]

2 使用者がB E K O B Eスタジオを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント

(2) 営業又は宣伝を目的として使用するとき。 150パーセント

(3) 練習のため使用するとき。 60パーセント

(4) 準備、撤去その他これらに類する作業のため使用するとき。 40パーセント

3 使用者がギャラリー又はホワイエを単独使用する場合において、営業又は宣伝を目的として使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額に280パーセントを乗じて得た額とする。

4 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 36,000円

(2) B E K O B Eスタジオ 9,000円

(3) リハーサル室 4,000円

(4) ギャラリー又はホワイエ 1平方メートルにつき 10円

5 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1回につき 100,000円

員を徴収するとき。 250パーセント

(4)～(6) [略]

2 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 28,000円

(2) 中ホール 14,000円

(3) リハーサル室 2,900円

(4) 多目的室 1,600円

(5) 特別控室 500円

3 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1回につき 33,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1号の改正規定（練習室1、練習室2、練習室3、練習室4及び練習室5の項を改める部分に限る。） 令和9年4月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可、利用料金の収受及びその他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

神戸文化ホールを移転し、移転後の神戸文化ホールにおける利用料金を定める等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

- (1) 新・神戸文化ホールの整備に伴い、施設の位置や構成諸室の変更を行う。
- (2) 神戸文化ホールは平成12年に現在の料金設定となつて以降、利用料金の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う利用料金の改定を行う。

2. 改正内容

(1) 新・神戸文化ホールへの移転に伴う変更

①位置の変更

- (改正前) : (1) 本館 神戸市中央区楠町4丁目2番2号
 (2) 練習場 神戸市中央区橋通3丁目4番3号
- (改正後) : (1) 本館 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
 (2) 練習場 神戸市中央区橋通3丁目4番3号

②構成諸室の変更

- (改正前) : 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室、ロビーその他
 便益施設
- (改正後) : 大ホール、BE KOBEスタジオ、リハーサル室、練習室A、練習室B、ギャラリー、ホワイエ、ロビーその他便益施設

(2) 利用料金等の変更

- ①利用料金の上限額を約30%増（実際の料金は約15%増を想定）

【利用料金の例（本館の各施設）】

		午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		終日					
		改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前				
		9:00~12:00		13:00~17:00		13:00~16:30		18:00~22:00		17:30~22:00		9:00~17:00		9:00~16:30		13:00~22:00	
大ホール	平日	77,000	59,000	155,000	119,000	215,000	165,000	225,000	173,000	341,000	262,000	384,000	295,000				
	土日祝	151,000	116,000	225,000	173,000	276,000	212,000	351,000	270,000	451,000	347,000	501,000	385,000				
中ホール	平日	-	29,000	-	59,000	-	85,000	-	86,000	-	131,000	-	147,000				
	土日祝	-	58,000	-	87,000	-	106,000	-	133,000	-	173,000	-	193,000				
BEKOBEスタジオ	平日	19,000	-	38,000	-	53,000	-	56,000	-	84,000	-	95,000	-				
	土日祝	28,000	-	56,000	-	78,000	-	83,000	-	124,000	-	141,000	-				
リハーサル室	練習利用	5,200	4,000	10,100	7,800	14,200	10,900	14,600	11,200	22,400	17,200	25,500	19,600				
	その他	10,300	7,900	20,300	15,600	28,300	21,800	29,100	22,400	44,600	34,300	51,000	39,200				
練習室A	練習利用	1時間につき 600円															
	その他	1時間につき 1,200円															
練習室B	練習利用	1時間につき 700円															
	その他	1時間につき 1,300円															
ギャラリー ホワイエ	単独使用 のとき	1平方メートルあたり1時間につき 8円															

②入場料に応じた料金設定の見直し

- ・最低料金で利用できる入場料設定を引き上げ
- ・高額な入場料設定の利用料金を引き上げ

【入場料に応じた利用料金の例（大ホール・土日祝の場合）】

改正後			改正前		
入場料	加算率	利用料金の例(土日祝・終日)	入場料	加算率	利用料金の例(土日祝・終日)
0円～3,000円	-	501,000	0円～1,000円	-	385,000
			1,001円～2,000円	150%	577,000
3,001円～5,000円	200%	1,002,000	2,001円～5,000円	200%	770,000
5,001円～	280%	1,402,000	5,001円～	250%	962,000
営業・宣伝での利用	200%	1,002,000	営業・宣伝での利用	200%	770,000

③練習室等の利用時間を「午前」「午後」「終日」等の区分から1時間単位に変更

【利用料金の例】

		改正後	改正前					
		1時間につき	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
			9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～16:30	13:00～22:00	9:00～22:00
練習室 1	練習利用	1,800	3,000	5,800	8,200	8,400	12,900	14,800
	その他	3,500	6,000	11,600	16,400	16,800	25,800	29,600
練習室 2	練習利用	500	1,100	1,500	2,100	1,900	3,000	4,000
	その他	900	2,200	3,000	4,200	3,800	6,000	8,000
練習室 3	練習利用	400	900	1,200	1,500	1,400	2,400	3,000
	その他	700	1,800	2,400	3,000	2,800	4,800	6,000
練習室 4	練習利用	600	1,400	2,200	2,700	2,500	4,100	5,300
	その他	1,300	2,800	4,400	5,400	5,000	8,200	10,600
練習室 5	練習利用	900	1,900	3,000	3,800	3,600	5,600	7,200
	その他	1,700	3,800	6,000	7,600	7,200	11,200	14,400

3. 施行期日

令和10年4月1日から起算して、4月を超えない範囲内において、規則で定める日
ただし、練習場の各施設にかかる部分のみ 令和9年4月1日施行

〈参考〉

- ・新・神戸文化ホール（雲井通5丁目再開発ビル）の竣工予定日：令和9年12月
- ・新・神戸文化ホールの開館日：令和10年6月頃
- ・現神戸文化ホールの閉館日：令和10年3月

1 新・神戸文化ホールについて

基本理念 輝ける神戸の未来に向けた「新たな価値を創り出す芸術創造拠点」

所在地：神戸市中央区雲井通5丁目1番1号

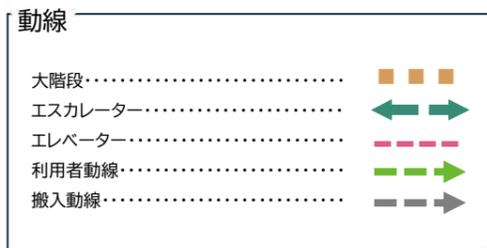
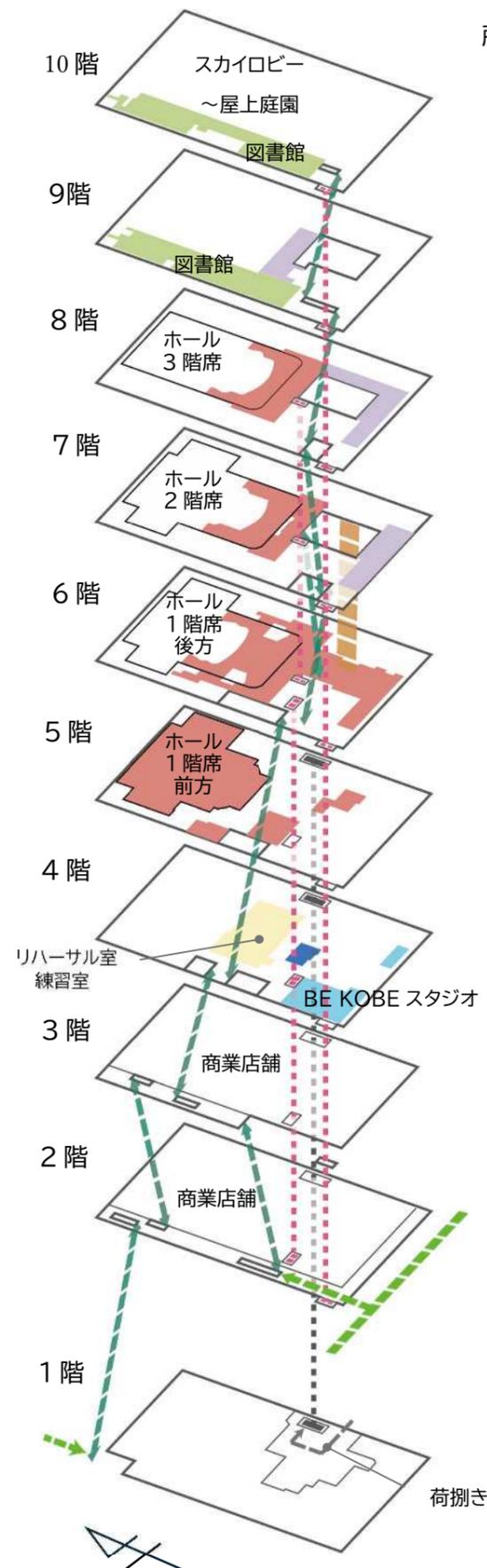
施設概要：

- 大ホール、BE KOBE スタジオ、
- 創造支援機能 [リハーサル室、練習室 (2室)]
- 交流機能 [ギャラリー、カフェなど]
- 管理機能 [事務室ほか]

※「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」における整備（商業施設、バスターミナル、図書館、ホテル、オフィス等との複合施設）

雲井通5・6丁目地区再整備
(I期：雲井通5丁目地区)

- ・大ホール：1,816席
- ・可動式の音響反射板やオーケストラピットを備え、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術など多彩な演目に対応

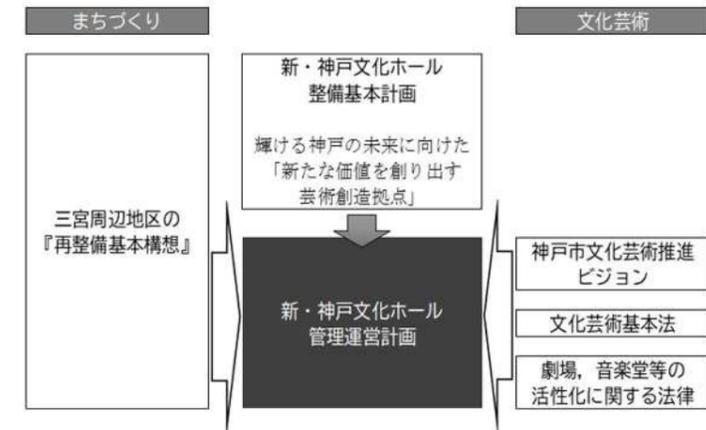


2 新・神戸文化ホール管理運営計画について

【管理運営方針】

- 開かれたホール
事業や活動を施設の中だけにとどめるのではなく、市民や神戸を訪れた多くの方に“開かれたホール”となる管理運営を目指します。神戸の象徴・三宮周辺地区において、にぎわいや活力を生み出し「まち」を楽しんでもらう仕掛けの一つとして、交流やにぎわいの創出を意識し、エリアマネジメントに積極的に関与します。
- 文化芸術の基幹ホール
各区のホール、民間のホール施設等市内の文化施設との役割分担や協働・連携することで、神戸の基幹ホールとして、市民の文化活動の促進も図るなど、文化芸術活動全体を意識した管理運営を行います。
- 長期的な視点をもった管理運営
文化芸術、まちづくり、ともに短期的に効果が表れるものではないため、継続性をもって計画的に管理運営を行っていく長期的な視点が求められます。神戸の文化芸術の創造と発展のために、施設や組織内にとどまらず、実演家、専門人材、市民、研究機関等と連携・協働した運営を目指します。また、施設の維持管理は、長期的に安定して安全に施設を利用してもらえるように、予防保全の考えで計画的に行うこととします。
- 神戸の文化芸術を支える・創る
発表の場として活用するだけでなく、専門性を持った助言・支援、高度な設備等への対応などを行い、市民の文化芸術活動を支える管理運営を行います。これからの新しい神戸の文化芸術を生み出していくため、市民の誇りとなるような、積極的かつ多様な事業展開を行います。

【管理運営計画の位置付け】



3 事業

【事業方針】

- ① 創造性の結び目 創造性を結ぶ
これまで培ってきた神戸文化を継承しつつ、常に新しいものを創造し、伝統と歴史、発展から斬新まで神戸文化の魅力をひろげ、まちの求心力を高めます。市内はもとより、市外からも多くの人々が集い、「選ばれるまち」へとつながるように取り組んでいきます。
- ② ひとの結び目 ひとを結ぶ
様々なアーティストや作品・活動が集い、それを鑑賞するために、世代・性別・国籍・障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が集い（多文化共生）、交流が生まれ、新たな文化芸術の取り組みが起こる、という好循環に発展するように事業を展開し、ホールの管理運営にあたります。そして、より多くの人々が注目し集まるようなまちの魅力を創出します。
- ③ まちの結び目 神戸のまちを結ぶ
神戸の中心地・三宮へ移転し、市内各所から多くの人々や活動が集う求心力のある施設になるとともに、対外的にはグローバル都市の顔としての役割を果たし、市民やアーティスト、神戸を訪れた方など、様々な人が行き交う結節点となる機会や場をつくりだします。シンボリックな存在として神戸へ訪れてもらえるきっかけになるよう、近隣施設や地域とも連携し、三宮地区全体を盛り上げるとともに、ホールの外まで踏み出して、優れた文化芸術作品や神戸文化を発信していくことで、神戸全体が心豊かな文化芸術のまちとなるように取り組んでいきます。

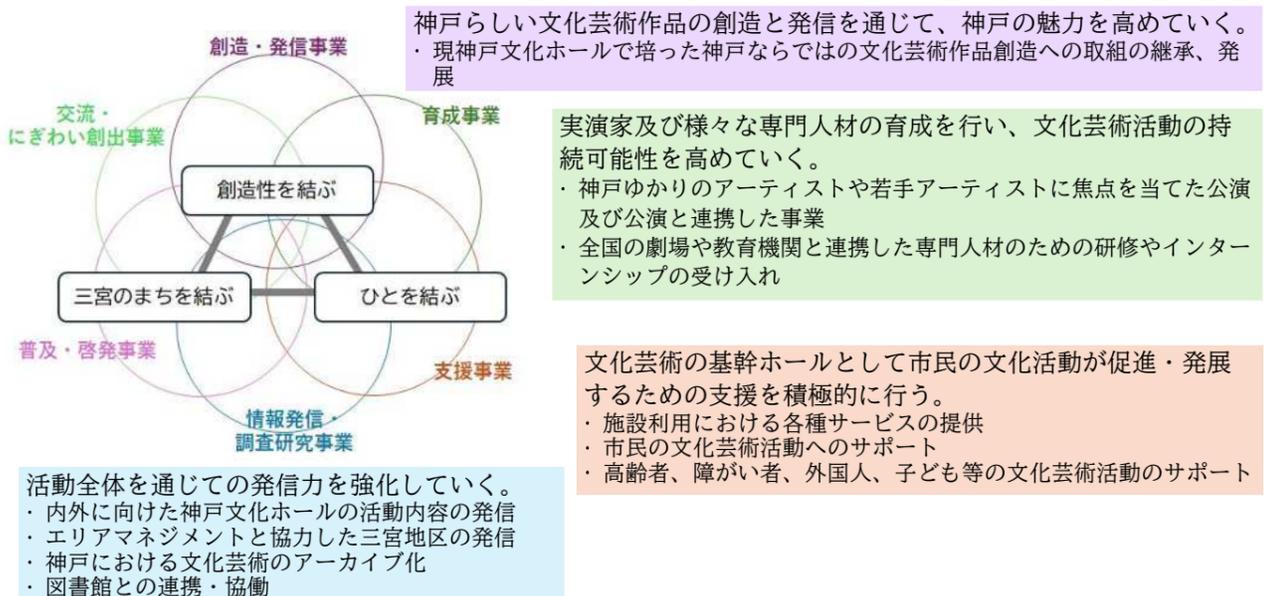
【3つの方針と6つの事業】

日常的に人が集う仕掛け、外部空間を活用した事業展開、周辺地域との交流・連携事業等を展開する。

- ・芸術文化に関する国際コンクールや大規模大会の誘致や関連事業などの展開
- ・エリアマネジメントと連携した地域フェスティバル

文化芸術に親しみ楽しむ層を広げるための事業展開をめざす。

- ・子育て世代、在日外国人、高齢者、障がいのある方など市民誰もが芸術文化に触れることのできる機会を、参加・体験しやすい形態で提供する。
- ・学校や教育機関などと連携したアウトリーチ事業



4 施設運営

(1) 利用規定

これまで現・神戸文化ホールを利用してきた方々にもスムーズに利用できるように配慮します。

■休館日：年末年始（12月28日から翌1月3日まで）※定期的な休館日は設けず、保守点検等必要に応じ休館

■開館時間：午前9時から午後10時まで ※施設利用の受付窓口：休館日を除く午前10時から午後6時まで

■貸出区分：3区分[午前（午前9時～午後0時）、午後（午後1時～午後5時）、夜間（午後6時～午後10時）]

※練習室等はより柔軟に利用できるように時間単位での貸出を行います。

※事前の打ち合わせを十分に行い、必要と認められた場合には、早朝利用や午後10時以降の深夜利用なども対応

■利用申込時期（想定）

室名		申請開始時期
大ホール	通常利用	12月前
	全国大会、国際大会など大規模で準備に期間を要する利用	24月前
BE KOBE スタジオ	公演利用	12月前
	練習などでの利用	1月前
リハーサル室	・大ホールとの同時利用 ・公演利用	12月前 ※リハーサル室機能を担保するため、大ホールとの同時利用を優先させることを検討
	練習などでの単独利用	1月前
練習室		6月前

■利用申込方法：多くの利用希望者が利用できるように利用調整を図ることも検討し、今後申込方法を決定。

■連続利用：現施設（原則7日間まで連続して利用可能）の取り扱いを継続

■自主事業における大ホール、BE KOBE スタジオの年間利用割合（想定）：約20%

(2) 施設使用料の考え方

- 利用実態にあわせた料金設定：市民の利用も多いため、入場料ごとに設定された料金体系の見直しや、練習で利用する場合の割引等、より利用しやすい料金体系を設定。ただし、高額な入場料の場合は利用料を割増。

- 付属設備使用料の分かりやすい提示

5 運営体制

(1) 運営体制の基本方針

- ①施設運営や事業運営に関する専門性の確保
- ②安定性や継続性の確保
- ③創造性・柔軟性の確保
- ④公共性の確保
- ⑤人材等の育成

(2) 運営主体

神戸の文化芸術の基幹ホールとしての役割を担う新・神戸文化ホールの運営主体は、5つの基本方針を満たす組織であることや、新ホールへスムーズに事業移行し運用をしていくために、移転後最初の指定管理期間については、公益財団法人神戸市民文化振興財団を指定管理者として、継続して随意選定することを検討します。

(3) 運営体制のモデル

3つの部門と、施設統括及びプロデューサーの配置を

想定します。各部門には責任者を配置します。

※業務内容により、外部委託を行います。

総務部門	
管理部門	施設運営課[管理担当/貸出担当/受付業務] 舞台課
事業部門	ホール事業課

(4) 育成による継続性の確保

劇場、音楽堂等の管理運営に必要な専門性を確保するため、開館当初には外部からの登用が必要ですが、継続性をもって安定的な施設運営を行うために、職員の育成にも積極的に取り組んでいきます。

6 施設管理

複合施設内に整備するため、専有部分と建物全体における共有部分があります。専有部分の施設管理は管理運営を行う指定管理者が行います。共有部分は、今後設立される管理組合などが中心となって担い、市は施設設置者として面積案分等により経費負担していくこととなります。

【ホワイエ・ギャラリー・カフェ】

ホールの上階に図書館や屋上庭園が整備されることを踏まえ、市民はもちろん、神戸を訪れた方々も利用することができ、くつろぎや交流を生み出すエリアとします。ギャラリーやカフェの設置、図書館の連携により文化芸術の専門書や資料を閲覧できる空間を設ける等、ソフト的にも連携と融合を意識した取組みを行っていきます。

【連携】

- ①地域との連携：三宮地区のにぎわい創出や地域の活性化に向けて、エリアマネジメントと協力し、商業施設など地域との連携を推進します。

②市内文化施設との連携：近隣に位置するこくさいホール、各区の文化センター、新開地アートひろば、神戸新聞松方ホール、神戸朝日ホールなど多数の文化施設が整備されており、それぞれが充実した活動を行っています。神戸の文化芸術拠点として、より効果的に多くの市民に文化芸術を届けられるように市内の文化施設と連携します。施設の貸出においても、相互の情報を利用者に提供する等、利便性の向上にも寄与していきます。

③図書館との連携：上層階に整備される図書館は多くの市民が利用する施設です。その人の流れを取り込み、にぎわいをつくっていくことや、文化施設として相互に連動した企画などを検討します。

④他都市の劇場、音楽堂等との連携：全国の創造活動を実践している劇場、音楽堂等と、日頃から情報の共有を心がけ、それらの施設と連携や共同して事業の実施を効率よく行っていくことを検討します。

【BCP計画】

現・神戸文化ホールは災害等発生時の一時滞在施設となっており、新施設にも同様の機能を設け、災害等の発生時には必要な対応を行うこととします。

7 広報宣伝

以下の考えのもと、3つの広報宣伝活動を実践します。

- 市民をはじめ多くの方々に、新・神戸文化ホールの取組みを届ける
- 神戸でどのような文化芸術が創られているのかを発信し、神戸のシティプロモーションにつなげる
- 神戸から優れた文化芸術が発信されていることを誇りに思えること（シビックプライド）を醸成していく

① 事業広報

実施する事業の広報宣伝活動を行い、より多くの市民や利用者に情報を届け、文化芸術への興味や関心を持ってもらえるように実施します。事業の対象者に適切に届くような媒体を選定し展開します。

② 施設広報

文化芸術活動に関心のある人だけでなく、複数階にまたがる広い空間など文化芸術にとどまらない利用などの情報を提供し、三宮地区への来訪を促す魅力ある施設であることをアピールしていきます。開館前の段階から展開することを検討します。

③ エリアマネジメントにおける広報

「えきまち空間」におけるエリアマネジメントと協働して展開します。地域内の各施設にあるデジタルサイネージによる相互の情報提供やイベントの実施など、地域全体での取り組みに積極的に協力します。

8 収支計画

これまでの神戸文化ホールの運営や他施設の事例などからみると、公立文化施設の管理運営に係る支出を、施設が得ることのできる収入で賄うことは困難です。しかし、神戸市の都市政策において重要な役割を果たす新・神戸文化ホールの管理運営にかかる費用については、神戸、三宮地区の都市の魅力をうみだし、将来的な都市間競争において選ばれる都市となるための経費として捉え、必要な支出を市が負担します。

ただし、効率的な管理運営などにより支出の軽減を図るとともに、事業においては、国や公的機関からの助成金、企業・個人等からの寄付・協賛金など外部からの収入の確保も図ることで神戸市の負担軽減に向け取り組みます。

9 評価

指定管理者制度を導入する予定であり、指定管理者が適切な運営を行っているか、毎年度評価を行います。市の評価制度に加え、文化施設という特性を鑑みた評価を行うことを検討します。

また、指定管理期間が長期にわたる場合には、中間評価を行うことを検討し、中間評価により指定管理業務の継続等の判断の参考とすることを想定します。

●評価の視点

- ① 芸術文化振興の視点
- ② 育成の視点
- ③ 地域振興の視点

●評価の実施体制：自己評価及び行政評価

10 今後のスケジュール等

開館時期：令和10年6月頃（予定）



大ホール

- プロセニウム形式を基本とした多目的ホール。可動式の音響反射板やオーケストラピットを備え、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術など多彩な演目に対応

総客数	1,816 席 (1階：1,101席、2階：431席、3階：284席)	
	上記とは別に車椅子席 10 席、多目的室 5 席程度	
舞台間口	プロセニウム形式時	幅 18~20M×高さ 9.0M
	音響反射板設置時	幅 20M×高さ 12.78M
楽屋	10 室(大 2、中 4、小 4) 楽屋ラウンジあり	



撮影：テス大阪

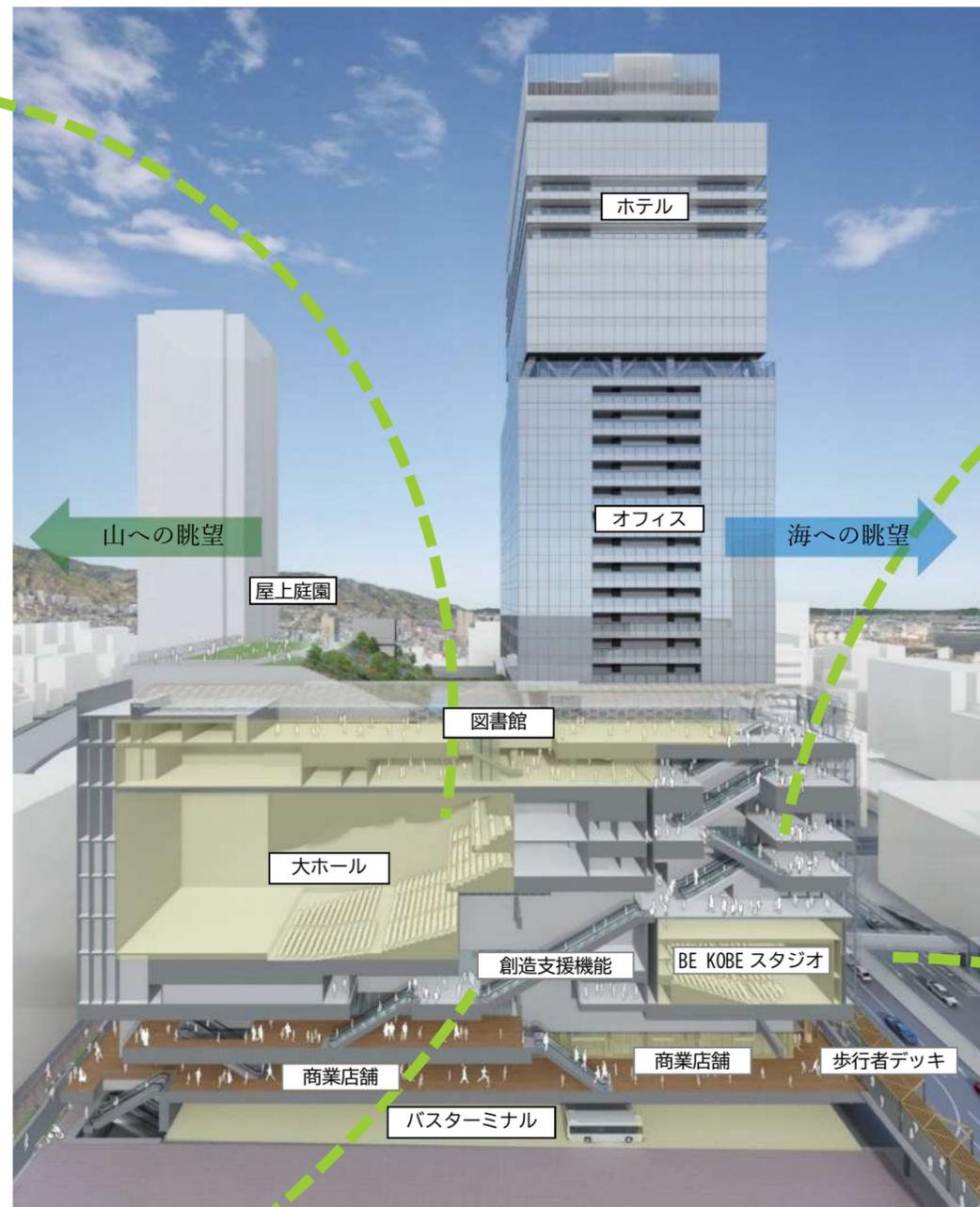
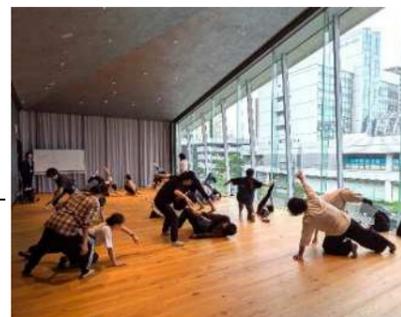
創造支援機能

リハーサル室
(290 m²程度)

- ホールでの公演・演奏会に向けたリハーサルや日常の練習や稽古
- 簡易な舞台設備を備え、100 席程度の小規模な公演や演奏会

練習室
(40 m²程度)

- 防音機能を備えた練習室(2 室)。



ギャラリー・カフェ

- 気持ちの良い吹き抜けの大空間
- だれもが訪れ、文化に触れることのできる空間
- くつろぎ、憩いの場としてのカフェ



BE KOBE スタジオ

- 多目的に使える移動型観覧席
- 舞台設備を備え、ダンス・演劇の公演、ピアノの発表会などに利用できる自由な空間

面積	375 m ² 程度	
定員数	移動型観覧席利用時	最大 280 席
	移動型観覧席収納時(平土間)	最大 370 人収容可



撮影：横山隆平

第 12 号議案

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立文化センター条例（昭和56年 8 月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									
別表第1（第4条関係）									
センター			施設						
[略]			[略]						
灘区民ホール			大ホール 会議室 <u>多目的室</u> ロビーその他の便益施設						
[略]			[略]						
長田区文化センター			[略]	会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸室 体育館 <u>トレーニング室</u> 老人談話室 青少年ホール ロビーその他の便益施設					
			[略]	大ホール 会議室 講習室 多目的室 料理教室 ロビーその他の便益施設					
[略]			[略]						
備考 [略]									
別表第2（第10条関係）									
(1) 施設の利用料金									
ア、イ [略]									
ウ 灘区民ホール									
施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合						
			午前 （午後 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま	夜間 （午後 5時30 分から 午後9	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま	時間外 の使用 1時間 につき

改正前									
別表第1（第4条関係）									
センター			施設						
[略]			[略]						
灘区民ホール			大ホール 会議室 <u>音楽室</u> ロビーその他の便益施設						
[略]			[略]						
長田区文化センター			[略]	会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸室 体育館 老人談話室 青少年ホール ロビーその他の便益施設					
			[略]	大ホール 会議室 講習室 多目的室 <u>和室</u> 料理教室 ロビーその他の便益施設					
[略]			[略]						
備考 [略]									
別表第2（第10条関係）									
(1) 施設の利用料金									
ア、イ [略]									
ウ 灘区民ホール									
施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合						
			午前 （午後 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま	夜間 （午後 5時30 分から 午後9	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま	時間外 の使用 1時間 につき

				で)	時ま	5時ま	9時ま	で)				
				で)	で)	で)	で)					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
多 目的室	90	50	1時間につき							1,700		

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使 用の場 合
			午前 (午前 9時か ら正午 まで)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 5時30 分から 午後9 時ま で)	午前・ 午後 (午前 9時か ら午後 5時ま で)	午後・ 夜間 (午後 1時か ら午後 9時ま で)	終日 (午前 9時か ら午後 9時ま で)	時間外 (1時間 につき)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 会議室にあっては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館にそれぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

				で)	時ま	5時ま	9時ま	で)		
				で)	で)	で)	で)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
音 楽 室	35	10	1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	600	

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使 用の場 合
			午前 (午前 9時か ら正午 まで)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 5時30 分から 午後9 時ま で)	午前・ 午後 (午前 9時か ら午後 5時ま で)	午後・ 夜間 (午後 1時か ら午後 9時ま で)	終日 (午前 9時か ら午後 9時ま で)	時間外 (1時間 につき)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 会議室にあっては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館に、和室にあっては面積が81平方メートルのものは本館に、面積が44平方メートルのものは別館に、それぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

第2条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																	
(名称及び位置)	(名称及び位置)																	
第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;">本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立北区文化センター	本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号	[略]	[略]
名称	位置																	
[略]	[略]																	
神戸市立北区文化センター	本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号																	
	別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号																	
[略]	[略]																	
名称	位置																	
[略]	[略]																	
神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号																	
[略]	[略]																	
(使用の許可)	(使用の許可)																	
第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>その全部又は一部を独占</u>	第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>この限りでない。</u>																	

<u>して使用しようとする者に限り、指 定管理者の許可を受けなければなら ない。</u>	
2 [略]	2 [略]

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

第2条による改正前

別表第1（第4条関係）

センター	施設	
[略]	[略]	
北区文化センター	本館	競技場 体育室 会議室 料理教室 和室 絵画工作室 トレーニング室 駐車場 ロビーその他の便益施設
	別館	大ホール 多目的ホール 音楽室 ロビーその他の便益施設
[略]	[略]	

別表第1（第4条関係）

センター	施設	
[略]	[略]	
北区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育館 談話室 ロビーその他の便益施設	
	[略]	
[略]	[略]	

備考 北区文化センターの施設のうち、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号に存するものは大ホール、多目的ホール及び音楽室を除いた施設であり、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号に存するものは大ホール、多目的ホール、音楽室及びロビーその他の便益施設である。

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金（条例第6条第1項の規定により規則で定める施設を除く。）

ア 東灘区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用（1時間未満の端数は、1時間として計算する。以下別表第

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金

ア 東灘区文化センター

施設名称	面積（単位：平方メートル）	定員（単位：人）	利用料金（単位：円）						個人使用の場合
			専用使用の場合						
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用（1時間未満の端数は、1時間と

							2 におい て同 じ。) に つき
大ホール	32,200	43,000	37,600	67,600	72,500	95,800	10,700
会議室 1	1 時間につき						1,800
会議室 2	1 時間につき						1,250
会議室 3	1 時間につき						1,050
会議室 4	1 時間につき						900
会議室 5	1 時間につき						800
多目的ホー ル	1 時間につき						3,450
料理教室	1 時間につき						2,200
和室	1 時間につき						800
衣服文化室	1 時間につき						1,250
音楽室	1 時間につき						1,600
視聴覚室	1 時間につき						1,050
美術室	1 時間につき						1,150
陶芸室	1 時間につき						1,300

										して計 算する。 以下同 じ。) に つき	
大 ホ ー ル	798	650	24,800	33,100	28,900	52,100	55,800	73,800	8,300		
会 議 室	大	98	48	4,200	5,600	4,900	8,800	9,500	12,500	1,400	
	中	67	30	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
	小	56	20	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800	
		49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700	
	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700		
多 目 的 ホ ー ル	中	112	60	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600	1 人 1 時間 につ き 150
	小	73	40	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	1 人 1 時間 につ き 150
料 理 教 室	91	36	5,100	6,800	5,900	10,700	11,400	15,100	1,700		
和 室	40	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	1 人 1 時間 につ き 150	

衣服文化室	60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間につき 150
			2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	
音楽室	77	25	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
視聴覚室	51	20	2,400	3,200	2,800	5,100	5,400	7,200	800	
美術室	57	24	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	1人1時間につき 150
陶芸室	64	24	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき 150

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
多目的ホール	1時間につき	200
和室		200
衣服文化室		200
美術室		200

イ 灘区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金（円）							時間外 の使用 につき
	午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	1時間 につき	
大会議室	1時間につき							2,500
中会議室	1時間につき							1,700
会議室 1	1時間につき							850
会議室 2	1時間につき							750
会議室 3	1時間につき							650
会議室 4	1時間につき							650
料理教室	1時間につき							3,500
美術室	1時間につき							2,250
工芸室	1時間につき							1,500
服飾室	1時間につき							1,850
音楽室	1時間につき							2,050
陶芸室	1時間につき							2,450
和室 1	1時間につき							1,300
和室 2	1時間につき							1,300
伝承芸能室	1時間につき							1,000
体育館	全面	5,200	7,000	6,100	10,900	11,700	15,500	1,700
	バドミントンコート	1面2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下別表第2において同じ。）						

イ 灘区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								個人使用 の場合
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							時間外 の使用 につき	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	1時間 につき		
会大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000		
議中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300		
室小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700		
	40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600		
	34	14	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500		
料理教室	144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700		
美術室	110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき	

卓球台	1面2時間につき 400
-----	--------------

										150
工芸室	73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時間につき 150
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500	
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間（3時間未満の端数は、3時間として計算する。以下同じ。）につき 450
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	
伝承芸能室	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800	
体全面	530		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
育 館	バド ミン ト ン コ ー ト		1面2時間につき 700							
	卓球 台		1台2時間につき 300							

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金（円）
------	---------

美術室	1人1時間につき	200
工芸室		200
陶芸室	1人3時間につき（3時間未満の端数は、3時間として計算する。）	600

ウ 灘区民ホール

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	31,600	42,100	36,800	66,300	71,000	93,900	10,500
会議室1	1時間につき						950
会議室2	1時間につき						900
多目的室	1時間につき						1,700

エ 中央区文化センター

施設名称	利用料金（円）
多目的ルーム	5,150
中会議室1	1,750
中会議室2	1,500
中会議室3	1,400
中会議室4	1,400
中会議室5	1,400

ウ 灘区民ホール

施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合						
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	628	500	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
会議室	52	20	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
	49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
多目的室	90	50	1時間につき 1,700						

エ 中央区文化センター

施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間外
			（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時30分から午後9時まで）	（午前9時から午後5時まで）	（午後1時から午後9時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午前9時から午後1時間につき）
多目的室	90	50	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
会議室	52	20	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
	49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
多目的室	90	50	1時間につき 1,700						

中会議室 6	1,300
中会議室 7	1,200
会議室 1	1,000
会議室 2	1,000
会議室 3	950
会議室 4	850
会議室 5	850
会議室 6	800
会議室 7	750
会議室 8	750
会議室 9	700
会議室 10	700
会議室 11	650
会議室 12	650
会議室 13	600
特別会議室	1,150
スタジオ	3,000
クッキングルーム	2,400
和室	1,100
服飾室	1,400
音楽室 1	1,650
音楽室 2	1,050
美術室	1,700
陶芸室	2,100

多目的ルーム		276	264	11,800	15,800	13,800	24,900	26,600	35,200	3,900	
会議室	大	1	164	93	7,000	9,400	8,200	14,800	15,800	20,900	2,300
		2	129	63	5,500	7,400	6,500	11,600	12,500	16,500	1,800
	中	1	95	57	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
		2	80	36	3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,100
		3	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		4	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		5	76	30	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		6	69	36	3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
		7	67	49	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000
		8	65	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,300	8,300	900
	小	1	53	27	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
		2	53	24	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
		3	51	24	2,200	2,900	2,600	4,600	4,900	6,500	700
4		46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700	
5		46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700	
	6	42	24	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
	7	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	8	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	9	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500	
	10	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500	
	11	35	20	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	12	35	16	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	13	32	16	1,400	1,800	1,600	2,900	3,100	4,100	500	
特別会議室		62	16	2,700	3,500	3,100	5,600	6,000	7,900	900	

スタジオ	162	100	6,900	9,300	8,100	14,600	15,600	20,700	2,300
クッキング グループ	100	42	5,600	7,400	6,500	11,700	12,500	16,600	1,900
和室	53	28	2,500	3,300	2,900	5,300	5,600	7,400	800
服飾室	69	37	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
			3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
音楽 室	81	30	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300
			2	52	25	2,500	3,300	2,900	5,200
美術室	83	40	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300
陶芸室	102	38	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600

備考

- 1 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 2 大会議室1は中会議室1及び6を、大会議室2は中会議室3及び小会議室1を1室として使用するときをいう。

オ 兵庫区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外（午前9時から午後9時まで）
大会議室1	1時間につき						1,650
大会議室2	1時間につき						1,650
中会議室	1時間につき						1,150
会議室1	1時間につき						850
会議室2	1時間につき						850

オ 兵庫区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積（平方メートル）	定員（人）	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外（午前9時から午後9時まで）	
会議室大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
会議室中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900	

会議室 3								1 時間につき	850	
会議室 4								1 時間につき	850	
会議室 5								1 時間につき	850	
会議室 6								1 時間につき	700	
特別会議室								1 時間につき	1,050	
料理教室								1 時間につき	2,750	
講習室								1 時間につき	2,050	
美術室								1 時間につき	2,150	
日曜大工室								1 時間につき	1,800	
服飾室								1 時間につき	1,600	
音楽練習室								1 時間につき	2,250	
体育館	全面	10,800	14,400	12,600	22,600	24,300	32,100	3,600		
		21,600	28,800	25,200	45,200	48,600	64,200	7,200		
	半面	4,900	6,600	5,800	10,300	11,100	14,700	1,600		
	バドミントンコート	1 面 2 時間につき							900	
	卓球台	1 面 2 時間につき							400	

小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700		
	42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600		
	39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600		
特別会議室	52	21	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900		
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200		
講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600		
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1 人 1 時間につき 150	
日曜大工室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1 人 1 時間につき 150	
服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
音楽練習室	110	40	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800		
体育館	全面	1,086		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
バドミントンコート			1 面 2 時間につき							700	

備考 [略]

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
美術室	1人1時間につき	200
日曜大工室		200

カ 北区文化センター

(ア) 専用使用の場合 (駐車場を除く。)

施設名称	利用料金 (円)							
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用	時間外の使用1時間につき
競技場	全面	9,100	12,200	10,700	19,100	20,600	27,200	3,000
	半面	4,500	6,100	5,300	9,500	10,200	13,500	1,500
体育室	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800	700	
会議室 1	1時間につき 1,050							
会議室 2	1時間につき 950							
会議室 3	1時間につき 850							
会議室 4	1時間につき 650							
会議室 5	1時間につき 650							
料理教室	1時間につき 2,350							
和室	1時間につき 1,300							

卓球台	1台	2時間につき	300
-----	----	--------	-----

備考 [略]

カ 北区文化センター

施設名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	利用料金 (単位 円)							個人使用の場合
			専用使用の場合							
午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用	時間外の使用1時間につき			
大ホール	756	504	22,800	30,400	26,600	47,800	51,300	67,800	7,600	
会議室	中	48	30	1,000	1,700	2,000	2,400	3,300	3,900	400
	小	30	15	800	1,500	1,400	2,100	2,700	3,200	300

絵画工作室								1時間につき	1,950
大ホール	29,600	39,400	34,500	62,100	66,500	87,900	9,800		
多目的ホール								1時間につき	2,350
音楽室								1時間につき	1,400

多目的ホール	127	70	5,400	7,300	6,400	11,400	12,300	16,200	1,800	1人1時間につき 150
研修室	45	45	1,000	1,600	2,000	2,400	3,300	4,000	400	
料理教室	60	24	2,500	3,700	3,600	5,500	6,500	8,400	900	
和室	30	15	800	1,500	1,500	2,100	2,700	3,300	300	1人1時間につき 150
音楽室	68	20	3,200	4,300	3,700	6,700	7,200	9,500	1,100	
トレーニング室	72									1人2時間につき 300
体育競技館	540	<p>午前9時から午後5時までの間に使用する場合 1時間につき800（児童及び生徒は、550）</p> <p>午後5時から午後9時までの間に使用する場合 1時間につき1,150（児童及び生徒は、650）</p>								1人2時間につき 150 （児童及び生徒は、100）
体育室	240		1,700	2,000	1,900	3,300	3,600	4,900	600	1人2時間につき 300 （児童及び生

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	28,600	38,100	33,300	60,000	64,200	85,000	9,500
会議室 1	1時間につき 750						
会議室 2	1時間につき 650						
会議室 3	1時間につき 750						
会議室 4	1時間につき 1,100						
会議室 5	1時間につき 700						
多目的ホール 1	1時間につき 2,450						
多目的ホール 2	1時間につき 1,250						
和室 1	1時間につき 800						
和室 2	1時間につき 750						
音楽室 1	1時間につき 1,000						
音楽室 2	1時間につき 800						
美術室	1時間につき 650						
陶芸室	1時間につき 1,550						

施設名称	施設		利用料金（単位 円）							個人使用の場合	
	面積（単位 平方メートル）	定員（単位 人）	専用使用の場合								
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき		
大ホール	731	498	22,000	29,400	25,700	46,300	49,600	65,600	7,300		
会議室	1	41	20	1,800	2,300	2,100	3,700	4,000	5,200	600	
	2	35	18	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	3	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	4	58	29	2,500	3,300	2,900	5,200	5,600	7,400	800	
	5	39	20	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
多目的ホール	1	131	133	5,600	7,500	6,600	11,800	12,600	16,700	1,900	1人1時間につき150
	2	66	68	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間につき150
和室	1	39	19	1,800	2,500	2,100	3,900	4,100	5,500	600	1人1時間につき150
	2	36	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	1人1時間につき

											つき 150
音楽室	1	49	14	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	800	
	2	40	11	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	600	
美術室		32	13	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	1人1時間につき 150
陶芸室		76	37	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200	1人1時間につき 150

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
多目的ホール1	1人1時間につき	200
多目的ホール2		200
和室1		200
和室2		200
美術室		200
陶芸室		200

(ウ) 駐車場の利用料金 [略]

ク 長田区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金 (円)						
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時)	午後・夜間 (午後1時から午後9時)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)

(イ) 駐車場の利用料金 [略]

ク 長田区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)							
名称	面積 (平方メートル)	定員 (人)	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 (午前9時から)	午後 (午後1時から)	夜間 (午後5時30分から)	午前・午後 (午前9時から午後)	午後・夜間 (午後1時から午後)	終日 (午前9時から午後)	時間外の使用 (1時間)	

			で)	まで)	まで)				
大ホール	32,300	43,100	37,700	67,800	72,700	96,100	10,700		
大会議室	1時間につき							7,150	
中会議室 1	1時間につき							1,900	
中会議室 2	1時間につき							1,000	
中会議室 3	1時間につき							1,000	
中会議室 4	1時間につき							1,000	
中会議室 5	1時間につき							1,000	
会議室 1	1時間につき							1,050	
会議室 2	1時間につき							650	
会議室 3	1時間につき							550	
音楽鑑賞・ 会議室	1時間につき							750	
講習室 1	1時間につき							1,450	
講習室 2	1時間につき							1,100	
講習室 3	1時間につき							1,100	
講習室 4	1時間につき							1,100	
美術室	1時間につき							2,000	
多目的ホー ル	1時間につき							1,550	
多目的室	1時間につき							2,150	
染色室	1時間につき							1,750	
文化教室	1時間につき							1,600	
和室	1時間につき							1,650	
陶芸室	1時間につき							1,750	
料理教室	1時間につき							2,300	
体 育 館	全面	9,900	13,200	11,600	20,700	22,300	29,400	3,300	
		19,800	26,400	23,200	41,400	44,600	58,800	6,600	
	半面	4,900	6,600	5,800	10,300	11,100	14,700	1,600	

	メー トル)		ら正午 まで)	ら午後 5時ま で)	分から 午後9 時ま で)	9時か ら午後 5時ま で)	1時か ら午後 9時ま で)	ら午後 9時ま で)	につき	
大ホ ール	580	414	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000	8,300	
会 議 室	大	384	400	16,500	22,000	19,200	34,600	37,100	49,000	5,500
	中	101	70	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500
		55	30	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800
	小	57	24	2,400	3,300	2,900	5,100	5,500	7,300	800
		36	24	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600	500
		29	18	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400
音楽 鑑 賞・ 会議 室	36	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	
講習 室		70	54	3,300	4,400	3,900	6,900	7,400	9,800	1,100
		60	42	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900
			36							1人1時 間につき 150
			24							
美術 室	97	45	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	1人1時 間につき 150
多目 的ホ ール	76	45	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200	
多目 的室	105	48	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	
染色	86	40	4,100	5,400	4,700	8,500	9,100	12,100	1,400	1人1時

	バドミントンコート	1面2時間につき							900
	卓球台	1面2時間につき							400
トレーニング室	全面	15,000	20,000	17,500	31,500	33,700	44,600	5,000	
	半面	7,500	10,000	8,700	15,700	16,800	22,200	2,500	

室										間につき
										150
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき
										150
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき
										450
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800	
体育館	全	1,000		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600
	面			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200
	半	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300
	面									
	バドミントンコート									1面2時間につき
										700
	卓球台									1台2時間につき
										300
トレーニング	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間(2時間未満の端

室										数は、2時間として計算する。以下同じ。)につき300
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------

備考 [略]

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
講習室 2	1人1時間につき	200
講習室 3		200
講習室 4		200
美術室		200
染色室		200
文化教室		200
陶芸室	1人3時間につき	600
トレーニング室	1人2時間につき	400

ケ 須磨区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金 (円)						
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 (1時間につき)
大ホール	21,300	28,400	24,900	44,700	47,900	63,400	7,100
中会議室 1	1時間につき						1,600
中会議室 2	1時間につき						1,600

備考 [略]

ケ 須磨区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)					個人使用の場合	
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合						
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 (1時間につき)

中会議室 3	1時間につき	1,600
会議室 1	1時間につき	800
会議室 2	1時間につき	800
特別会議室	1時間につき	750
料理教室	1時間につき	2,150
和室	1時間につき	1,050
衣服文化室	1時間につき	1,600
音楽室	1時間につき	2,050
美術室	1時間につき	1,800
陶芸室	1時間につき	2,550

(イ) 個人使用の場合

					で)	で)	で)				
大ホール	383	450	16,400	21,900	19,200	34,500	37,000	48,900	5,500		
会議室	中	87	45	3,700	5,000	4,400	7,800	8,400	11,100	1,300	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
特別会議室		42	16	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
特別会議室		37	10	1,700	2,300	2,000	3,700	3,900	5,200	600	
料理教室		89	32	5,000	6,600	5,800	10,400	11,200	14,800	1,700	
和室		52	30	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900	1人1時間につき 150
衣服文化室		79	40								
				3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200	
音楽室		100	30	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
美術室		89	45	4,200	5,600	4,900	8,800	9,400	12,500	1,400	1人1時間につき 150
陶芸室		124	32	5,900	7,800	6,800	12,300	13,200	17,400	2,000	1人1時間につき 150

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

施設名称	利用料金（円）	
和室	1人1時間につき	200
衣服文化室		200
美術室		200
陶芸室		200

コ 北須磨文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称		利用料金（円）						
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	使用1時間につき
プール							156,000	
体育館	全面	6,800	9,100	8,000	14,300	15,300	20,300	2,200
	半面	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,100
	バドミントンコート	1面1時間につき						450
柔剣道室	全面	2,200	2,900	2,500	4,500	4,800	6,400	700
	卓球台	1台2時間につき						400
大会議室		1時間につき						4,350
中会議室		1時間につき						1,200
会議室1		1時間につき						550
会議室2		1時間につき						650
会議室3		1時間につき						800
会議室4		1時間につき						1,050

コ 北須磨文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積（平方メートル）	定員（単位数）	専用使用の場合							個人使用の場合	団体使用の場合
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間利用		
プール									120,000		15歳以上の者（中学生を除く。）個人使用1回の600割引 中学生以上の下の団体

会議室 5	1 時間につき	750
特別会議室	1 時間につき	600
和室 1	1 時間につき	1,100
和室 2	1 時間につき	900
和室 3	1 時間につき	900
料理室	1 時間につき	2,950
音楽室	1 時間につき	2,250
美術室	1 時間につき	1,700
陶芸室	1 時間につき	2,000
工芸室	1 時間につき	1,200

									1 人 体 1 回 個 人 300 使 用 回 数 の 2 利 用 割 引 券 に よ る 場 合 1 1 回 に つ き 1 5 歳 以 上 の 者 (中 学 生 を 除 く。) 6,000 (中 学 生 以 下 の 者 3,000	
体	全	690	5,400	7,200	6,300	11,300	12,200	16,100	1 時間 1,800	
育	半	345	2,700	3,600	3,150	5,650	6,100	8,050	1 時間 900	
館	バ ド ミ								1 面 1 時間 350	

ソフト コート											
柔剣 道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球台 1台2 時間 300	1人 1時 間 250	
トレ ーニ ング 室	112									1人 1時 間 250 回数 利用 券に よる 場合 1時 間を 1回 とし 11回 につ き 2,500	
会大	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800			

議 室	中	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200				
	小	1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800			
		2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600			
		3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600			
		4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100			
		5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100			
和 室	1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900				
	2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				
	3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				
特別 会 議 室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300					
料 理 室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200					
音 樂 室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200					
美 術 室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1 人 1 時 間 200			
陶 芸 室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1 人 1 時 間 200			

工芸室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,900	6,200	8,200	1人 1時間 200
-----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------------------

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)		
プール	15歳以上の者 (中学生を除く。)	1回利用	1回につき 800
		回数券利用	11回につき 8,000
	中学生以下	1回利用	1回につき 400
		回数券利用	11回につき 4,000
柔剣道室		1時間につき 350	
トレーニング室	1回利用	1時間につき 350	
	回数券利用	1時間1回として11回につき 3,500	
美術室		300	
陶芸室	1時間につき	300	
工芸室		300	

備考 プールについては、20人以上50人未満の団体が使用する場合は、個人使用の利用料金の上限額の1割引とし、50人以上の団体が使用する場合は、個人使用の利用料金の上限額の2割引とする。

サ 垂水区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金 (円)						
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)

サ 垂水区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)							
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から午後)	夜間 (午後5時30分から)	午前・午後 (午前9時から午後)	午後・夜間 (午後1時から)	終日 (午前9時から午後)	時間外 (1時間につき)	

大ホール	27,900	37,200	32,500	58,500	62,700	82,900	9,300
中会議室 1	1時間につき 1,250						
中会議室 2	1時間につき 900						
中会議室 3	1時間につき 850						
会議室 1	1時間につき 800						
会議室 2	1時間につき 700						
会議室 3	1時間につき 550						
会議室 4	1時間につき 250						
講習室	1時間につき 1,350						
料理教室	1時間につき 2,900						
美術室	1時間につき 2,000						
多目的ホ ール	1時間につき 2,450						
木工工芸 室	1時間につき 1,600						
音楽練習 室	1時間につき 1,600						
和室	1時間につき 1,450						

	ト ル)	まで)	5時ま で)	午後9 時ま で)	ら午後 5時ま で)	ら午後 9時ま で)	9時ま で)			
大ホ ール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200	
会 議 室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400
講習 室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	
料理 教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200	
美術 室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1 人 1 時 間 に つ き 150
多目 的ホ ール	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900	
木工 工芸 室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1 人 1 時 間 に つ き 150

音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
美術室	1人1時間につき	200
木工工芸室		200

シ 西区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金 (円)						
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)
大ホール	27,100	36,200	31,600	56,900	61,000	80,600	9,000
大会議室	1時間につき						1,750
中会議室 1	1時間につき						1,250
中会議室 2	1時間につき						1,100
会議室 1	1時間につき						900
会議室 2	1時間につき						800
特別会議室	1時間につき						1,150
多目的ホール	1時間につき						2,250
料理教室	1時間につき						2,800
和室 1	1時間につき						1,200

シ 西区文化センター

施設名称	面積 (単位: 平方メートル)	定員 (単人)	利用料金 (単位: 円)							
			専用使用の場合							個人使用の場合
午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)				
大ホール	487	480	20,900	27,900	24,400	43,900	47,000	62,200	7,000	
会議室	大	95	50	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
	中	68	30	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000
	小	60	30	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900
	特別	48	20	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
特別	57	12	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	

和室 2		1 時間につき	1,100
衣服文化室		1 時間につき	1,300
音楽室		1 時間につき	1,700
視聴覚室		1 時間につき	1,250
美術室		1 時間につき	1,500
陶工芸室	全室	1 時間につき	3,050
	半室	1 時間につき	1,550

会議室											
多目的ホール		122	70	5,200	7,000	6,100	11,000	11,800	15,600	1,800	1 人 1 時間につき 150
	料理教室	116	36	6,500	8,600	7,500	13,600	14,600	19,200	2,200	
和室		59	30	2,800	3,700	3,200	5,800	6,300	8,300	1,000	1 人 1 時間につき 150
		55	30	2,600	3,500	3,000	5,500	5,800	7,700	900	1 人 1 時間につき 150
衣服文化室		63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	1 人 1 時間につき 150
				2,700	3,600	3,200	5,700	6,100	8,000	900	
音楽室		83	25	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300	
視聴覚室		61	20	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
美術室		74	30	3,500	4,700	4,100	7,300	7,900	10,400	1,200	1 人 1 時間につき 150
陶工芸室	全室	150	40	7,100	9,400	8,300	14,900	15,900	21,100	2,400	1 人 1 時間につき 150
	半室	75	20	3,500	4,700	4,100	7,400	8,000	10,500	1,200	

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用

する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は
下段に掲げる金額を適用する。

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金（円）	
多目的ホール	1人1時間につき	200
和室1		200
和室2		200
衣服文化室		200
美術室		200
陶芸室		200

(2) 条例第6条第1項に規定する規則で定める施設を専用使用する場合の利用料金

1平方メートルあたり1時間につき 8円

(3) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備
 1回につき 8,200円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1設備1回につき 4,600円

ウ 北須磨文化センター 1台1時間につき 400円

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備
 1回につき 6,300円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1設備1回につき 3,600円

ウ 北須磨文化センター 1台1時間につき 300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「トレーニング室」を加える部分に限る。）及び次項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「和室」を削る部分に限る。）及び別表第2(1)クの改正規定 令和8年9月1日

(3) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（灘区民ホールの項中「音楽室」を「多目的室」に改める部分に限る。）及び別表第2(1)ウの改正規定 令和8年11月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(4) 第2条中神戸市立文化センター条例第2条の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2(1)カの改正規定 令和9年9月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立文化センター条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる施設に係る新条例第6条第1項の許可その他必要な行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の神戸市立文化センターの使用について適用し、同日前の神戸市立文化センターの使用に係る利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

長田区文化センター別館及び灘区民ホールの施設の変更並びに利用料金の上限額の変更並びに北区文化センターの移転に伴い、条例を改正する必要があるため。

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

新北区文化センターへの移転に伴い、北区文化センターの位置の変更や料金表の改定を行う。

また、各文化センターは平成8年に現在の料金設定となって以降、利用料金の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う利用料金の改定を行う。併せて、施設の改修等により諸室の変更を行う。

2. 内 容

(1) 北区文化センターの移転に伴う、位置及び料金の変更

①位置の変更

	改正後		改正前
位置	本館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目 25番1号	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目 22番1号及び26番1号
	別館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目 26番1号	

②構成諸室の変更

	改正後		改正前
施設	本館	競技場 体育室 会議室 料理教室 絵画工作室 和室 トレー ニング室 駐車場 ロビーその他の 便益施設	大ホール 会議室 多目的ホ ール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育 館 談話室 ロビーその他の便 益施設
	別館	大ホール 多目的ホール 音楽室 ロビーその他の便益施設	

③料金表の改定（本館施設の一部を抜粋）

		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
競技場 (全面・大会利用の例)	改正後	9,100	12,200	10,700	19,100	20,600	27,200
	改正前	4,200	5,000	4,900	8,500	9,000	12,000
体育室	改正後	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800
	改正前	1,700	2,000	1,900	3,300	3,600	4,900
会議室	改正後	1時間につき 1,050					
	改正前	1,000	1,700	2,000	2,400	3,300	3,900
料理教室	改正後	1時間につき 2,350					
	改正前	2,500	3,700	3,600	5,500	6,500	8,400
絵画工作室	改正後	1時間につき 1,950					
	改正前	-	-	-	-	-	-

新北区文化センター整備事業 概要

○施設概要

開館予定	令和9年10月頃
住所地	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号
延床面積	約8,500平方メートル
フロア	3～4階 北区文化センター
	2階 北図書館
	1階 すずらん台児童館・ユースステーション北・駐車場
	地下1階 エントランス

○新北区文化センター概要

専有面積	約3,500平方メートル
諸室	会議室、和室、調理室、絵画・工作室、トレーニング室、競技場

○整備スケジュール

令和6年12月	建設工事着工
令和9年10月頃	開館

○イメージパース



外観①



エントランス



外観②



競技場

(2) 利用料金の改定及び利用時間区分の改定

- ①利用料金（附属設備の使用料金含む）の上限額を約30%増改定
（実際の料金は約15%増を想定）

【利用料金の例】

		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	午前・午後 9:00～17:00	午後・夜間 13:00～21:00	終日 9:00～21:00
東灘区 大ホール	改定後	32,200	43,000	37,600	67,600	72,500	95,800
	改定前	24,800	33,100	28,900	52,100	55,800	73,800
灘区 大ホール※	改定後	31,600	42,100	36,800	66,300	71,000	93,900
	改定前	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400
北区 大ホール	改定後	29,600	39,400	34,500	62,100	66,500	87,900
	改定前	22,800	30,400	26,600	47,800	51,300	67,800
北神区 大ホール	改定後	28,600	38,100	33,300	60,000	64,200	85,000
	改定前	22,000	29,400	25,700	46,300	49,600	65,600
長田区 大ホール	改定後	32,300	43,100	37,700	67,800	72,700	96,100
	改定前	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000
須磨区 大ホール	改定後	21,300	28,400	24,900	44,700	47,900	63,400
	改定前	16,400	21,900	19,200	34,500	37,000	48,900
垂水区 大ホール	改定後	27,900	37,200	32,500	58,500	62,700	82,900
	改定前	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900
西区 大ホール	改定後	27,100	36,200	31,600	56,900	61,000	80,600
	改定前	20,900	27,900	24,400	43,900	47,000	62,200

※灘区民ホールの大ホール

【附属設備（1設備1回あたりの料金）】

	東灘区、中央区、北区 北神区、須磨区、西区 灘区民ホール	灘区、兵庫区 長田区、垂水区	北須磨 (卓球台1台につき)
改定後	8,200	4,600	400
改定前	6,300	3,600	300

- ②利用時間を「午前」「午後」「終日」等の区分から1時間単位に変更
（大ホール、体育館等、一部施設を除く）

【利用料金の例（各区文化センターの会議室を時間利用する場合）】

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北神区	長田区	須磨区	北須磨	垂水区	西区
改定後	1,800	850	1,000	850	750	1,050	800	550	800	900
改定前	1,400	650	750	650	575	825	600	425	600	675

※改定前は時間区分ごとの料金だが、1時間ごとの料金に換算（「午後」の料金から算出）

※実際の料金は約15%増を想定

(3) その他

- ①長田区文化センター別館の施設のうち「和室」を削除
理由：吹奏楽のコベカツ団体の使用を想定した楽器庫へ改修するため。
- ②灘区民ホールの施設のうち「音楽室」を削除し、「多目的室」を追加
理由：施設の改修に伴う利便性向上のため。

3. 施行期日

- (1) 令和9年9月1日から4月を超えない範囲
- (2) 令和9年4月1日
- (3) ①令和8年9月1日
②令和8年11月から4月を超えない範囲

第 13 号議案

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例の件
新開地アートひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例

新開地アートひろば条例（平成 8 年 4 月条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表（第9条関係）

別表（第9条関係）

(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金

(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金

施設の名 称	利用料金（円）						
	使用 時間 使用 区分	午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで）	午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで）	夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで）	終日 （午前10 時から午 後10時ま で）
多機能ホ ール	平日	14,100	19,700	22,500	30,400	38,000	47,900
	土曜日、日 曜日及び休 日	16,600	23,300	26,600	35,900	44,900	56,500
多目的 稽古場	1	1時間につき					2,250
	2	き					3,550
スタジ オ	1	1時間につき					1,050
	2	き					850
	3						950
工房	1人につき	1,150	1,700	1,800	2,600	3,100	4,000
ギャラリ ー	1日につき						5,900
会議室	1	1時間につき					1,350
	2	き					1,050

施設の名 称	利用料金						
	使用 時間 使用 区分	午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで）	午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで）	夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで）	終日 （午前10 時から午 後10時ま で）
多機能ホ ール	平日	11,000円	15,000円	17,000円	23,000円	29,000円	37,000円
	土曜日、日 曜日及び休 日	13,000円	18,000円	20,000円	28,000円	35,000円	44,000円
多目的 稽古場	1	4,000円	6,000円	7,000円	9,000円	12,000円	15,000円
	2	7,000円	9,000円	11,000円	15,000円	18,000円	23,000円
スタジ オ	1	2,100円	2,900円	3,300円	4,500円	5,600円	7,000円
	2	1,800円	2,500円	2,900円	3,900円	4,900円	6,100円
	3	1,900円	2,700円	3,000円	4,100円	5,100円	6,400円
工房	1人につき	900円	1,300円	1,400円	2,000円	2,400円	3,100円
ギャラリ ー		1日につき4,500円					
会議室	1	2,600円	3,600円	4,100円	5,600円	6,900円	8,800円
	2	1,900円	2,700円	3,100円	4,200円	5,200円	6,600円

備考

備考

1～3 [略]

1～3 [略]

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき5,600円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 使用者が多目的稽古場、スタジオ及び会議室を使用する場合において、1時間未満の端数は1時間として計算する。

6 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき4,300円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の新開地アートひろばの使用について適用し、同日前の新開地アートひろばの使用については、なお従前の例による。

理 由

利用料金の上限額の変更に伴い、条例を改正する必要があるため。

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例の件

1. 趣旨

新開地アートひろばは、平成8年の開館以降、利用料金の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う利用料金の改定を行う。

2. 改正内容

(1) 利用料金を約30%増改定（実際の料金額は約15%増を想定）

【改正の例（抜粋）】

		改正後			改正前		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
多機能ホール	平日	14,100	19,700	22,500	11,000	15,000	17,000
	土日祝	16,600	23,300	26,600	13,000	18,000	20,000
工房	1人につき	1,150	1,700	1,800	900	1,300	1,400
ギャラリー	1日につき	5,900			4,500		

(2) 多目的稽古場、スタジオ、会議室：1時間単位の料金設定に改定

【改正の例（抜粋）】

	改正後	改正前		
	1時間につき	午前	午後	夜間
多目的稽古場 1	2,250	4,000	6,000	7,000
スタジオ 1	1,050	2,100	2,900	3,300
会議室 1	1,350	2,600	3,600	4,100

3. 施行期日

令和9年4月1日

第 14 号議案

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例（平成 8 年 3 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称等)		(名称等)	
第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町	神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町
	3 丁目 7 番地及び同区		3 丁目 7 番
	港島中町 8 丁目 3 番地		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ

いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							
別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）							
(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合							
使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 (1時間につき)
競技場	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200
備考 [略]							
(2) 個人使用の場合							
使用区分	使用者		小学生、中学生及び高校生	一般の者			
	競技場及び体育室		[略]	250円			
	神戸市立東灘体育館のトレーニング室		[略]	350円			
備考 [略]							
(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合							
使用区分	使用者		幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者			
	競技場		[略]	1,300円			
	体育室		[略]	600円			

改正前							
別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）							
(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合							
使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 (1時間につき)
競技場	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400
体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000
備考 [略]							
(2) 個人使用の場合							
使用区分	使用者		小学生、中学生及び高校生	一般の者			
	競技場及び体育室		[略]	200円			
	神戸市立東灘体育館のトレーニング室		[略]	300円			
備考 [略]							
(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合							
使用区分	使用者		幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者			
	競技場		[略]	1,150円			
	体育室		[略]	500円			

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 23,000	円 30,700	円 26,800	円 53,700	円 57,500	円 80,500	円 11,500
身体障害者体育館	円 10,800	円 14,400	円 12,600	円 25,200	円 27,000	円 37,800	円 5,400
柔道場及び剣道場	円 2,800	円 3,700	円 3,200	円 6,500	円 6,900	円 9,700	円 1,350
会議室	円 2,200	円 2,900	円 2,500	円 5,100	円 5,400	円 7,600	円 1,100

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

使用区分	使用者	
	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
トレーニング室	[略]	[略]
柔道場及び剣道場	[略]	250円

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 20,000	円 26,000	円 24,000	円 46,000	円 50,000	円 70,000	円 10,000
身体障害者体育館	円 9,400	円 12,500	円 10,900	円 21,900	円 23,400	円 32,800	円 4,700
柔道場及び剣道場	円 2,400	円 3,200	円 2,800	円 5,600	円 6,000	円 8,400	円 1,100
会議室	円 1,900	円 2,500	円 2,200	円 4,400	円 4,700	円 6,600	円 900

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

使用区分	使用者	
	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
トレーニング室	[略]	[略]
柔道場及び剣道場	[略]	200円

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者

使用区分		高校生	
競技場及び身体障害者体育館	[略]	[略]	900円
柔道場及び剣道場	[略]		

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 26,500	円 35,300	円 30,900	円 61,800	円 66,200	円 92,700	円 13,200
第1体育室	円 12,700	円 16,900	円 14,800	円 29,600	円 31,700	円 44,400	円 6,300
第2体育室	円 8,100	円 10,700	円 9,400	円 18,800	円 20,100	円 28,200	円 4,000
会議室	円 2,600	円 3,500	円 3,100	円 6,100	円 6,600	円 9,200	円 1,300

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後A (正午から午後2時30分まで)	午後B (午後2時30分から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)

使用区分		高校生	
競技場及び身体障害者体育館	[略]	[略]	800円
柔道場及び剣道場	[略]		

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 23,000	円 31,000	円 27,000	円 54,000	円 58,000	円 81,000	円 11,600
第1体育室	円 11,000	円 15,000	円 13,000	円 26,000	円 28,000	円 39,000	円 5,500
第2体育室	円 7,000	円 9,000	円 9,000	円 16,000	円 18,000	円 25,000	円 3,500
会議室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 5,400	円 5,800	円 8,100	円 1,100

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後A (正午から午後2時30分まで)	午後B (午後2時30分から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)

使用区分				で)	時まで)	時まで)	
競技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,650	2,200	2,200	3,100	1,300	
第1体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,200	1,800	1,800	2,550	1,100	
第2体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,400	1,150	1,150	1,600	650	

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600
多目的室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者

使用区分				で)	時まで)	時まで)	
競技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,300	1,900	1,900	2,700	1,100	
第1体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,900	1,600	1,600	2,200	900	
第2体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,200	1,000	1,000	1,400	550	

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100
多目的室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者

競技場及び多目的室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]		350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分		使用者		一般の者
		幼児、小学生、中学生及び高校生		
競技場	[略]	[略]	[略]	1,700円
		[略]	[略]	850円
		[略]	[略]	450円
		[略]	[略]	[略]
多目的室	[略]	[略]	[略]	600円
		[略]	[略]	300円

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間超過
	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)	(1時間につき)
使用区分							
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600
第1体育室	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700
第2体育	円	円	円	円	円	円	円

競技場及び多目的室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]		300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分		使用者		一般の者
		幼児、小学生、中学生及び高校生		
競技場	[略]	[略]	[略]	1,500円
		[略]	[略]	750円
		[略]	[略]	400円
		[略]	[略]	[略]
多目的室	[略]	[略]	[略]	500円
		[略]	[略]	250円

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間超過
	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)	(1時間につき)
使用区分							
競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100
第1体育室	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400
第2体育	円	円	円	円	円	円	円

室	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	1,200
多目的室	円	円	円	円	円	円	円
	800	1,100	900	1,700	1,800	2,400	400

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	
第1体育室、第2体育室及び多目的室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]	[略]	350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	
競技場	[略]	[略]	1,700円
	[略]	[略]	850円
	[略]	[略]	450円
	[略]	[略]	[略]
第1体育室	[略]	[略]	1,300円
	[略]	[略]	450円
第2体育室	[略]	[略]	600円
多目的室	[略]	[略]	250円

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時～)	午後 (午後1時～)	夜間 (午後5時～)	午前・午後 間	午後・夜 間	終日 (午前9時～)	時間超過 使用料
------	---------------	---------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

室	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	1,000
多目的室	円	円	円	円	円	円	円
	700	900	800	1,400	1,500	2,000	350

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	
第1体育室、第2体育室及び多目的室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]	[略]	300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	
競技場	[略]	[略]	1,500円
	[略]	[略]	750円
	[略]	[略]	400円
	[略]	[略]	[略]
第1体育室	[略]	[略]	1,150円
	[略]	[略]	400円
第2体育室	[略]	[略]	500円
多目的室	[略]	[略]	200円

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時～)	午後 (午後1時～)	夜間 (午後5時～)	午前・午後 間	午後・夜 間	終日 (午前9時～)	時間超過 使用料
------	---------------	---------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

使用区分	時から正午まで)	時から午後5時まで)	時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	時から午後9時まで)	(1時間につき)
	競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,100
会議室	1時間につき 500円						円 700

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]	[略]	350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	[略]	1,700円
	[略]	[略]	850円
	[略]	[略]	450円
	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	600円

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

使用区分	時から正午まで)	時から午後5時まで)	時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	時から午後9時まで)	(1時間につき)
	競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400
体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 900
会議室	1時間につき 400円						円 580

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]	[略]	300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	[略]	1,500円
	[略]	[略]	750円
	[略]	[略]	400円
	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	500円

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

(1) [略]

(2) テニスコート

使用区分		使用料（1時間につき）
1面につき	平日	700円
	土曜日、日曜日及び休日	800円

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(3) [略]

(1) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第7の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の体育施設の使用について適用し、同日前の体育施設の使用については、なお従前の例による。

理 由

体育施設の使用料を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

- (1) 令和 8 年 4 月より、港島南球技場で新たにテニスコートの供用を開始するため、施設の位置を追加し、使用料を設定する。
- (2) 神戸市立体育施設条例にて規定されている各体育施設では、平成 20 年に現在の料金設定となって以降、使用料の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う使用料の改定を行う。

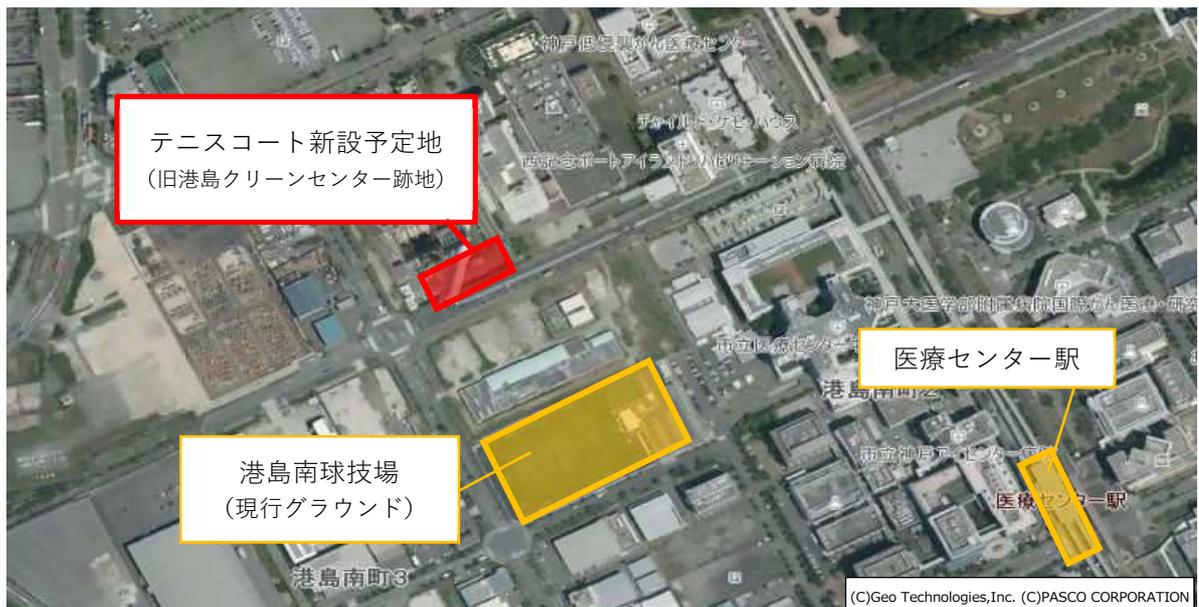
2. 主な改正内容

- (1) 港島南球技場にテニスコートを新設

①位置の追加

(改正前) 神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番

(改正後) 神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番地及び同区港島中町 8 丁目 3 番地



②使用料の設定

使用区分		使用料 (1時間につき)	
テニスコート	1面	平日	700
		土曜日、日曜日及び休日	800

(2) 既存体育施設の使用料改定

①一般利用（大会利用、チーム利用）

基準となる使用区分（体育館では「午前」）を約15%増改定し、その他の使用区分は使用時間の割合を乗じて計算。

【競技場を午前（9時～12時）区分で全面使用する場合の例】

	東灘体育館 須磨体育館	王子スポーツセンター	中央体育館	磯上体育館	垂水体育館	西体育館
改定後	5,400	23,000	26,500	7,100	7,100	7,100
改定前	4,700	20,000	23,000	6,200	6,200	6,200

②個人利用

1回あたりの料金を50円単位で改定。

【トレーニングルームの例】

	東灘体育館	王子スポーツセンター	磯上体育館	垂水体育館	西体育館
改定後	350	※ 350	350	350	350
改定前	300	350	300	300	300

※王子スポーツセンターのトレーニングルームのみ他の施設と合わせるため据え置き。

③幼児、小・中・高校生区分（チーム利用、個人利用）

料金改定は実施せず、現行料金で据え置く。

3. 施行期日

- (1) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 令和9年4月1日

第 15 号議案

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例の件
 神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例

神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年 3 月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
(1) ホールの利用料金				(1) ホールの利用料金			
区分	使用日	一部使用 の利用料 金	全部使用 の利用料 金	区分	使用日	一部使用 の利用料 金	全部使用 の利用料 金
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
集会、 式典そ の他こ れらに 類する	[略]	1 日につ き <u>73万</u> 円	1 日につ き <u>146万</u> 円	集会、 式典そ の他こ れらに 類する	[略]	1 日につ き <u>56万</u> 円	1 日につ き <u>112万</u> 円
	[略]	1 日につ き <u>88万</u>	1 日につ き <u>175万</u>		[略]	1 日につ き <u>67万</u>	1 日につ き <u>134万</u>

もの		円	円
見本市 及び展 示会	[略]	1日につ き 80万 円	1日につ き 159万 円
	[略]	1日につ き 95万 円	1日につ き 190万 円
音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行	[略]	1日につ き 108 万円	1日につ き 216万 円
	[略]	1日につ き 130 万円	1日につ き 260万 円
備考 [略]			
(2)～(4) [略]			

もの		円	円
見本市 及び展 示会	[略]	1日につ き 61万 円	1日につ き 122万 円
	[略]	1日につ き 73万 円	1日につ き 146万 円
音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行	[略]	1日につ き 83万 円	1日につ き 166万 円
	[略]	1日につ き 100 万円	1日につ き 200万 円
備考 [略]			
(2)～(4) [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸ポートアイランドホールの使用について適用し、同日前の神戸ポートアイランドホールの使用については、なお従前の例による。

理 由

神戸ポートアイランドホールの利用料金を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例の件

1. 趣旨

ポートアイランドホールでは、平成6年に現在の料金設定となって以降、利用料金の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。ジーライオンアリーナ神戸の開業など、施設を取り巻く情勢が大きく変化する中、今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う利用料金の改定を行う。

2. 改定内容

アマチュアスポーツ利用を除き、利用料金の上限額を30%増改定する。

(実際の料金は約15%増を想定)

区分	使用日	一部/全部	改正後	改正前
集会、式典その他これらに類するもの	平日	一部使用	73万円	56万円
		全部使用	146万円	112万円
	土日祝	一部使用	88万円	67万円
		全部使用	175万円	134万円
見本市及び展示会	平日	一部使用	80万円	61万円
		全部使用	159万円	122万円
	土日祝	一部使用	95万円	73万円
		全部使用	190万円	146万円
音楽、芸能、プロスポーツ等の興行	平日	一部使用	108万円	83万円
		全部使用	216万円	166万円
	土日祝	一部使用	130万円	100万円
		全部使用	260万円	200万円

3. 施行期日

令和9年4月1日

第 16 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件
神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）					
(1) 施設の使用料						(1) 施設の使用料					
ア 神戸市立住之江公民館						ア 神戸市立住之江公民館					
施設の名称	使用料					施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）		（午後4時から午後6時まで）			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,100円	700円	700円	700円	1,100円	900円	600円	600円	600円	900円	900円
イ 神戸市立葺合公民館						イ 神戸市立葺合公民館					
施設の名称	使用料					施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）		（午後4時から午後6時まで）			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	2,500円	1,700円	1,700円	1,700円	2,500円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円	2,100円
ウ 神戸市立清風公民館						ウ 神戸市立清風公民館					
施設の名称	使用料					施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	（正午から午後2時まで）		（午後2時から午後4時まで）		（午後4時から午後6時まで）			

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	3,800円	2,600円	2,600円	2,600円	3,800円

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	3,300円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円

(2) [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の公民館の使用について適用し、同日前の公民館の使用については、なお従前の例による。

理 由

公民館の使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

1. 趣旨

公民館については、平成 17 年度に現在の料金設定となつて以降、使用料の改定を行つておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、体育室について物価上昇等に見合う使用料の改定を行う。

2. 改正内容

体育室の使用料を約15%増改定する。

施設	午前		午後				夜間			
	9:00~12:00		12:00~14:00		14:00~16:00		16:00~18:00		18:00~21:00	
	改正後	改正前								
住之江公民館	1,100	900	700	600	700	600	700	600	1,100	900
葺合公民館	2,500	2,100	1,700	1,400	1,700	1,400	1,700	1,400	2,500	2,100
清風公民館	1,800	1,500	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,800	1,500
長田公民館	3,800	3,300	2,600	2,200	2,600	2,200	2,600	2,200	3,800	3,300
南須磨公民館	1,800	1,500	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,800	1,500
東垂水公民館	1,800	1,500	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,800	1,500
玉津南公民館	2,100	1,800	1,400	1,200	1,400	1,200	1,400	1,200	2,100	1,800

3. 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

第 17 号議案

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立自然の家条例（昭和48年 3 月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第 9 条関係） (1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> 備考 1 [略] 2 <u>この表において「教育のために」とは、教育課程に基づく学習活動を行う場合をいう。</u> 3～7 [略]	別表（第 9 条関係） (1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> 備考 1 [略] 2～6 [略]

(2) [略]

(2) [略]

第2条 神戸市立自然の家条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表（第9条関係）

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用に係る利用料金（1人1泊につき）		宿泊を伴わない使用に係る利用料金（1人1回につき）	
		小人	大人	小人	大人
		学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	200円	600円
テント施設 （10平方メートル未満の区画）	120円		360円		

備考

1～3 [略]

4 この表において「小人」とは、3歳以上の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者で小人以外のものをいう。

5～8 [略]

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用に係る利用料金（1泊につき）
[略]	[略]

備考 [略]

第2条による改正前

別表（第9条関係）

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	150円	75円
	テント施設 （10平方メートル未満の区画）	90円	

備考

1～3 [略]

4～7 [略]

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用
	利用料金（1泊につき）
[略]	[略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の神戸市立自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市立自然の家の使用について適用し、同日前の神戸市立自然の家の使用については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立自然の家の利用料金等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

神戸市立自然の家は、令和 6 年 4 月のリニューアルに合わせて、一般利用客向けの新たな利用料金区分を設けた。

一方で、従来からの学校園、児童福祉施設等の利用については、平成 20 年度に現在の料金設定となって以降、利用料金の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う利用料金の改定を行う。

2. 改定内容

(1) 利用料金の見直し

使用目的	施設	市内/市外	宿泊			日帰り		
			改正後		改正前	改正後		改正前
			小人	大人		小人	大人	
学校が教育のために、 又は児童福祉施設等が 事業のために使用する 場合	宿泊棟	市内	※ 200	600	150	※ 100	300	75
		市外	400	1,200	300	200	600	150

※市内の小人については、条例上の利用料金は引き上げるが実際の利用料金は据え置く

(2) 「学校が教育のために」の定義を明文化

【追加する文言】

この表において「教育のために」とは、教育課程に基づく学習活動を行う場合をいう。

【理由】

公費負担や民間宿泊施設との公平性、持続可能な料金体系の構築の観点から、教育課程に基づく学習活動以外の利用について、整理を行う必要があるため。

3. 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

ただし、2. (2) に係る事項については令和 8 年 4 月 1 日

第 18 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例の件
神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例
神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年 3 月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前									
別表（第9条関係）								別表（第9条関係）									
(1) 施設の使用料								(1) 施設の使用料									
施設		使用料（単位 円）						時間利用 （1時間 につき）	施設		使用料（単位 円）						時間利用 （1時間 につき）
名称		午前 〔午前9 時から正 午まで〕	午後 〔午後1 時から午 後5時ま で〕	夜間 〔午後6 時から午 後9時ま で〕	午前・午 後 〔午前9 時から午 後5時ま で〕	午後・夜 間 〔午後1 時から午 後9時ま で〕	終日 〔午前9 時から午 後9時ま で〕		名称		午前 〔午前9時 から正午ま で〕	午後 〔午後1時 から午後5 時まで〕	夜間 〔午後6時 から午後9 時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後5 時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後9 時まで〕	終日 〔午前9時 から午後9 時まで〕	
会議室	大	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000	400	会議室	大	1,100	1,400	1,100	2,500	2,500	3,600	
	小	600	800	600	1,400	1,400	2,000	200		小	500	700	500	1,200	1,200	1,700	
多目的室	大	2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000	800	多目的室	大	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	
	小	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	600		小	1,600	2,100	1,600	3,700	3,700	5,300	
セミナー室		2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000	800	セミナー室		2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	
体育館		4,000	5,300	4,000	9,300	9,300	13,300	1,300	体育館		3,500	4,600	3,500	8,100	8,100	11,600	
和室		600	800	600	1,400	1,400	2,000	200	和室		500	700	500	1,200	1,200	1,700	
工作室		1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	600	工作室		1,600	2,100	1,600	3,700	3,700	5,300	
調理室		3,300	4,400	3,300	7,700	7,700	11,000	1,100	調理室		2,900	3,800	2,900	6,700	6,700	9,600	
備考 [略]								備考 [略]									
(2) [略]								(2) [略]									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用について適用し、同日前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用については、なお従前の例による。

理 由

神戸市生涯学習支援センターの使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

神戸市生涯学習支援センターは、平成20年に現在の料金設定となつて以降、使用料の改定を行っておらず、昨今の光熱費の高騰や施設の老朽化等を受け、運営コストの増加が続いている。今後も継続して市民サービスを提供し続けるため、物価上昇等に見合う使用料の改定を行う。

また、空き枠を有効活用するため時間単位の使用料を追加する。

2. 改正内容

(1) 使用料について、約15%増改定を行う。

		午前 9:00～12:00		午後 13:00～17:00		夜間 18:00～21:00		午前・午後		午後・夜間		終日	
		改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前
会議室	大	1,200	1,100	1,600	1,400	1,200	1,100	2,800	2,500	2,800	2,500	4,000	3,600
	小	600	500	800	700	600	500	1,400	1,200	1,400	1,200	2,000	1,700
多目的室	大	2,400	2,100	3,200	2,800	2,400	2,100	5,600	4,900	5,600	4,900	8,000	7,000
	小	1,800	1,600	2,400	2,100	1,800	1,600	4,200	3,700	4,200	3,700	6,000	5,300
セミナー室		2,400	2,100	3,200	2,800	2,400	2,100	5,600	4,900	5,600	4,900	8,000	7,000
体育館		4,000	3,500	5,300	4,600	4,000	3,500	9,300	8,100	9,300	8,100	13,300	11,600
和室		600	500	800	700	600	500	1,400	1,200	1,400	1,200	2,000	1,700
工作室		1,800	1,600	2,400	2,100	1,800	1,600	4,200	3,700	4,200	3,700	6,000	5,300
調理室		3,300	2,900	4,400	3,800	3,300	2,900	7,700	6,700	7,700	6,700	11,000	9,600

(2) 午前・午後・夜間等の利用枠内の空き枠を有効活用するため、「時間利用」区分を新設

【1時間あたりの利用料金】

会議室 (大)	会議室 (小)	多目的室 (大)	多目的室 (小)	セミナー室	体育館	和室	工作室	調理室
400	200	800	600	800	1,300	200	600	1,100

3. 施行期日

令和9年4月1日

第 19 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立三宮図書館</td> <td><u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立北図書館</td> <td><u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u>	[略]	[略]	神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u>	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立三宮図書館</td> <td><u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立北図書館</td> <td><u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u>	[略]	[略]	神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u>	[略]	[略]
名称	位置																								
[略]	[略]																								
神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								
神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								
名称	位置																								
[略]	[略]																								
神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u>																								
[略]	[略]																								
神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号」を「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号」に改める部分に限る。） 令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条の改正規定（「神戸市中央区小野浜町1番4号」を「神戸市中央区雲井通5丁目1番1号」に改める部分に限る。） 令和10年2月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立三宮図書館及び神戸市立北図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、前項各号に掲げる規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立三宮図書館及び神戸市立北図書館を移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。

新三宮図書館整備事業 概要

1. 施設概要

開館予定	令和10年2月頃
住所地	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
蔵書数	約11万冊【現約7.2万冊】
専有面積	約2,000平方メートル【現1,000平方メートル】
座席数	約200席（うち自習席約30席）【現110席】
諸室	9階 一般図書コーナー、サロン 児童図書コーナー、おはなしの部屋 予約図書セルフ受取棚、事務室、書庫 9.5階 舞台芸術図書コーナー、展示コーナー 10階 神戸の魅力を感じる図書コーナー ビジネス図書コーナー、一般図書コーナー サイレントルーム、学習席、事務室、書庫

2. 整備スケジュール

令和8年7月	工事着工予定
令和10年2月頃	開館

3. イメージパース



9階



10階

新北図書館整備事業 概要

1. 施設概要

開館予定	令和9年10月頃
住所地	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号
延床面積	約8,500平方メートル
フロア	2階
蔵書数	約12万冊【現約9万冊】
専有面積	約1,500平方メートル【現835平方メートル】
座席数	約200席（うち自習席約90席）【現130席うち自習席76席】
諸室	一般図書コーナー、雑誌コーナー、児童図書コーナー セミナー室、学習室、グループ学習室 おはなしの部屋、対面朗読室、予約図書セルフ受取棚、事務室

2. 整備スケジュール

令和6年12月	建設工事着工
令和9年10月頃	開館

3. イメージパース



図書館



エントランス

第 34 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

(都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例(昭和 33 年 3 月条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前												
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）												
(1) 附属設備を除く有料公園施設										(1) 附属設備を除く有料公園施設												
都市公園名		有料公園施設								都市公園名		有料公園施設										
[略]		[略]								[略]		[略]										
王子公園		動物園 動物園ホール 駐車場								王子公園		陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場										
[略]		[略]								[略]		[略]										
(2) 附属設備である有料公園施設										(2) 附属設備である有料公園施設												
都市公園名		有料公園施設								都市公園名		有料公園施設										
[略]		[略]								[略]		[略]										
王子公園		電源								王子公園		場内放送設備 テント 電源										
[略]		[略]								[略]		[略]										
別表第2（第14条関係）										別表第2（第14条関係）												
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合										(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合												
種類	都市公園名	区分	独占利用						個人利用	団体利用	種類	都市公園名	区分	独占利用						個人利用	団体利用	
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日						時間利用	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間			終日
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	
陸上競技場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	陸上競技場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	
陸上補助競技場	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	陸上補助競技場	王子公園	土・日・祝				13,900円			1時間		
	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]			その他				11,600円			1,950円		
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	

テニスコート	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

テニスコート	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]
バレーボールコート	王子公園	土・日・祝					1面 1時間 700円		
		その他					1面 1時間 600円		
相撲場	王子公園						1時間 500円		
[略]	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
場内放送設備	王子公園	1台1回1日につき 1,500円
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
可動席	[略]	[略]
テント	王子公園	3平方メートル1回1日につき 600円
[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項、別表第 1 第 1 号、第 2 号、別表第 2 第 6 号及び第 7 号の改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

公園施設の追加や廃止等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考) 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

有料公園施設の廃止に伴う条例改正を行う。

2. 内 容

(1) 別表第1(1) 附属設備を除く有料公園施設の一部削除

王子公園再整備事業により、王子公園の「陸上補助競技場」、「バレーボールコート」、「相撲場」の施設が廃止になるため削除する。

併せて、同施設について、その使用料を定める別表第2(6)から削除する。

(2) 別表第1(2) 附属設備である有料公園施設の一部削除

王子公園再整備事業により廃止となる陸上補助競技場の附属設備である王子公園の「場内放送設備」「テント」を削除する。

併せて、同施設について、その使用料を定める別表第2(7)から削除する。

3. 施行期日

令和8年10月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日